

議 事 日 程 (第 2 号)

令和3年9月8日(水曜日) 午前10時 開議(本会議)

- 日程第 1 ※一般質問
※一般議案
- 日程第 2 議第66号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 3 議第67号 令和3年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 4 議第68号 令和3年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 5 議第69号 令和3年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 議第70号 令和3年度遊佐町水道事業会計補正予算(第1号)
※事件案件
- 日程第 7 議第74号 令和2年度遊佐町水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第 8 議第77号 遊佐町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第 9 ※補正予算審査特別委員会の設置について

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君	
3番	佐	藤	俊	太	郎	君	4番	佐	藤	光	保	君
5番	齋	藤		武	君	6番	松	永	裕	美	君	
7番	菅	原	和	幸	君	8番	赤	塚	英	一	君	
9番	阿	部	満	吉	君	10番	高	橋	冠	治	君	
11番	斎	藤	弥	志	夫	君	12番	土	門	治	明	君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時 田 博 機 君	副 町 長	池 田 与 四 也 君
総 務 課 長	中 川 三 彦 君	企 画 課 長	佐 藤 光 弥 君
産 業 課 長 兼	渡 会 和 裕 君	地 域 生 活 課 長	畠 中 良 一 君
農 委 事 務 局 長	池 田 久 君	町 民 課 長	後 藤 夕 貴 君
健 康 福 祉 課 長	館 内 ひ ろ み 君	教 育 長	那 須 栄 一 君
会 計 管 理 者	菅 原 三 恵 子 君	農 業 委 員 会 会 長	佐 藤 充 君
教 育 委 員 会			
教 育 課 長			
選 挙 管 理 委 員 会	石 垣 ヒ ロ 子 君	代 表 監 査 委 員	本 間 康 弘 君
委 員 長			

☆

出席した事務局職員

事務局長 高橋善之 議事係長 東海林 エリ 主査 菅原 悠

☆

本 会 議

議 長（土門治明君） おはようございます。ただいまより本会議を開きます。

（午前10時）

議 長（土門治明君） 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては、町長以下全員出席しておりますので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

また、発言する際、マスクは自由に外してください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 一般質問を始めさせていただきます。

初めに、プレミアム付き商品券につきまして。プレミアム付き商品券の発行の始まりは、消費税率が10%への引上げに伴って、所得の少ない方、小さな乳幼児のいる子育て世帯に対して、税率引上げ直後における消費の落ち込みを緩和し、地域における消費を下支えすることを目的として全国の市区町村が発行、販売するものであります。事業費は全額国が補助するものでした。購入対象者は、2019年度住民税非課税の方、あるいは3歳未満の乳幼児がいる子育て世帯でありまして、このときのプレミアム率は25%で、2.5万円分の商品券を2万円で購入可能というものであります。昨今の消費税増税の消費減少のプレミアム付き商品券の発行もあるし、新型コロナウイルスのパンデミックや国内感染流行による観光業界の落ち込みを緩和させる目的でプレミアム付き商品券を発行している自治体も数々ありまして、あらゆる自治体が何らかの支援をしているのが現状であります。令和3年度のプレミアム付き商品券等発行事業を実施している県内の市町村は、予定を含めて次のようであります。米沢市、1セット2,000円分を1,000円で販売。酒田市、QRコード決済、ペイペイ利用時に30%のボーナスポイント付与で、それから新庄市、1人当たり5,000円分の商品券を全市民に配布する、それから上山市はQRコード決済でペイペイ利用時に20%のボーナスポイントを付与すると。それから、村山市、1人当たり3,000円分の商品券を全市民に配布したと、それから2,000分1,000円で販売すると。それから、尾花沢市、1セット1万3,000円分を1万円で販売、それから1セット1万1,500円分を1万円で販売の両方があります。それから、南陽市は1セット4,000円分を3,000円で販売。山辺町は、1セット1万2,000円分を1万円で販売。中山町は、1セット1万円分の商品券を町内全世帯に配布しております、ただで。などでありまして、ほかにもまだあります。小売業、飲食業、宿泊業、ホテル業、観光業などの落ち込みが大きく、支援策や補助金支給が行われてきましたが、昨年には中小企業庁が主催した持続化給付金の支払いも、申請主義ではありますが、全国的に広く行われて、多面的に個人と業界の支援がなされています。そうではあります、個人の消費はまだまだコロナ以前には戻っていません。ペイペイ支払いによるポイント還元も最大2万円で、それなりに消費拡大に効果は期待できますが、もっと直接的に消費を促すのは50%のプレミアム商品券であると考えます。ペイペイ支払いをするにはスマホを所有していなければならない、スマホを持たない人にとってペイペイ支払いによる2割のポイント還元はほとんど何にもならないのです。町内のドラッグストアなど、品ぞろえがよいストアでペイペイで支払ってもポイント付与にならなかつたり、消費行動がややいびつになる場合もあるようで、限定された商品になることがあります。

一方、プレミアム付き商品券の場合は、昨年2回発行された例によれば、町内のどこでも使うことができ、スマホを持っている必要もなく、4割のプレミアムでありましたが、自由な消費行動を取ることができて、町民の皆さんにとっても喜ばれていました。プレミアム付き商品券を発行するにも財源の問題がありますが、今年は役場庁舎が完成して、遊佐町の歴史に残る記念すべき年であります。こじつけるわけではありませんが、消費拡大を進めるさらなる一歩として、新庁舎完成記念50%プレミアム付き商品券の発行を提案するものであります。

(何事か声あり)

11番(斎藤弥志夫君) 私も笑います。遊佐町の財務内容は、これまでの町長の借金返済の努力が功を奏し、かなり健全なものに改善されてきています。今年の年末に50%のプレミアム付き商品券を発行して、新庁舎完成を消費の面からも拡大して祝うことは、町民にとって家計が豊かになるハッピーなイベントに

なると考えます。ぜひ消費拡大の切り札として50%のプレミアム付き商品券を出していただきたいものがあります。

次に、丸池様に寄附金箱の設置ということで、町内の施設のところどころに町の寄附金箱が置かれているようではありますが、寄附金箱は町内に何個あるでしょうか。もちろん町が置いている寄附金箱であります。寄附金箱がそこに設置されるに至った経過と理由はどのようなもので、年間の寄附金額はどれほどか、集まった寄附金をどのような目的に使用しているのか、あるだけの寄附金箱について以上のことをつまびらかに説明願います。

寄附金箱を置くのはもちろん寄附を集めるためでありましょうが、寄附を集めるにはそれなりの理由と、小さいながらも多くの人々の賛同が必要になります。通常、その施設の維持管理に使うということであれば、寄附を集める理由として問題ないと考えられます。丸池様は、簡易トイレを備えた駐車場が完成し、大型バスの回転と駐車も以前より容易に行えるようになって、利用者には大分便利になりました。丸池様の周りの道の奥のほうに丸池神社があつてさい銭箱が置いてあるし、近くの末社にもさい銭箱が置いてあります。丸池様は見物人が増えているし、町内のジオサイトとしては胴腹滝よりも人気が上がっているように見受けられます。このような丸池様に大物忌神社系のさい銭箱とは別に寄附金箱を設置すればそれなりに寄附が集まるのではないかと考えます。寄附の集め方としてはクラウドファンディングもありますが、今回は古典的に寄附金箱の設置を提案するものであります。ぜひ検討していただきたい。

三ノ俣のさんゆうの水くみ場は、車でそこまで行くことができ、場所がよいこともあつて水くみに訪れる人も多い。水の由来を説明する銘板のようなものが立てられていて、次のように記述されています。

「里の名水・やまがた百選、鳥海三神の水。3本の川の合流地点に位置する三ノ俣集落に農林漁業体験実習館さんゆうが建てられた際に水くみ場として整備され、鳥海山が生んだ三ノ俣集落の水から鳥海三神の水と名づけられています。水源は100メートルほど上にあり、さんゆう敷地内の受水槽から水くみ場に引いています。水量が豊富で、1年を通し、近郷の方々をはじめ、遠くから多くの方がこの水をくみに訪れています。周辺の地区では、湧水を利用して笹巻き、三ノ俣そばなども作られています。平成28年3月1日、山形県指定。飲用は自己の責任でお願いします」というような内容の銘板が立てられております。三神の水の一つが三ノ俣であります。もう二神の水はどこなのか聞いたことがない町民が多いのではないかと思いますので、明らかにしておく必要があると思いますので、伺います。

三ノ俣の水は神の水で、多くの人が水くみに訪れていることから、さい銭箱が置かれているのは適切な対応とみなすものであります。ここのさい銭箱は、アスファルトの上に10センチくらいの石の板を敷いてその上に置いているもので、ほとんどアスファルトの土間の上に置いているようなものであります。置き方としては不適切でありましょう。さい銭箱の設置の仕方の改善を提案するものであります。さい銭箱がほぼ土間に置いてあつて、雨が当たり放題であることを改善するもので、必ずしも末社のような造りにするものではありませんが、現状はあまりにもお粗末であります。というより、あまりにもごまが悪いのです。さい銭箱をある程度の高さのあるところに置いて、雨が当たらないように屋根を設けるのが最低限度の設置の仕方であろうが、いかがでしょうか。ぜひそのように造るのが通常であつて、寄附願いの文章も併せて書く必要があると考えるし、さい銭箱の脇に掲示するのが常識であると考えます。

次に、避難指示とペットにつきまして、令和3年5月20日から避難指示で必ず避難、避難勧告は廃止に

なりました。これまでの避難情報としては、警戒レベル1で早期注意情報、警戒レベル2で大雨・洪水・高潮注意報、警戒レベル3で避難準備・高齢者等避難開始、警戒レベル4で避難指示・避難勧告。そして、新たな避難情報では、警戒レベル1で早期注意情報、警戒レベル2で大雨・洪水・高潮注意報、警戒レベル3で高齢者等避難、警戒レベル4で避難指示、災害のおそれが高いというふうになっております。警戒レベル4までに必ず避難ということでありまして、警戒レベル5となりますと緊急安全確保で、災害が発生または切迫しているという状況であります。高齢者や障がいのある人は、警戒レベル3で危険な場所から避難するとなっております。避難勧告は廃止されて、警戒レベル4で危険な場所から全員避難するというようになっております。警戒レベル5は、命が危険な状況でレベル、レベル5の発令を待つてはいけないということです。避難とは難を避けることで、小中学校や公民館に行くことだけが避難ではないのです。次のような行動があります。行政が指定した避難所に行く。それから、安全な知人、親戚宅への避難。それから、安全なホテル、旅館への避難。これは有料です。それから、屋内の安全が確保できれば自宅にとどまることも可能であるということになります。災害発生時の行動は大まかにこのようなものでありますが、ペットがいる場合、ペットを連れて避難場所に避難してよいのか、どのような決まり事と注意点があるのかを伺います。

また、ペットとして犬を飼っている場合が多いと思うのですが、参考までにちょっと犬の値段、簡単に申し添えます。トイプードルが約34万円、チワワ28万円、ミニチュアダックスフント27万円、ポメラニアンというのは33万円、フレンチブルドッグ40万円、柴犬が18万円、あとミックス25万円とか、このくらいの値段の犬を飼っている場合が多いので、やはり値段が高いというだけの話でなくて、ペットを大事にするという意味でペットの避難について役場としてもある程度ガイドラインを示しておく必要があるのではないかと。現状、まちづくりセンターあたりに全部お任せというふうなことになっているみたいなので、私はそれはちょっと違うのではないかと思いますので、ぜひ大まかなガイドラインくらい各避難場所になるところに示していただきたいと、このように考えますのでこの質問をした次第であります。

以上です。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、11番、斎藤弥志夫議員から3点の質問がありましたので、答弁をさせていただきます。

まず第1点目、新庁舎開庁記念に50%のプレミアム商品券を出したらというお話でありました。地域の消費喚起や町民の生活支援と商工業の活性化を図る遊佐町プレミアム付き商品券事業は、平成21年度に初めて実施されております。振り返れば、我が町では緊急経済対策として1年ごと、隔年でこれまで行われてきました。いずれも町民の皆様から好評を博してきたところであります。昨年度は、新型コロナウイルス感染症の消費に与える影響を緩和する目的で、夏と冬の2回実施いたしました。商品券のプレミアム率は40%に設定して、2万2,570セットを販売し、延べ143店舗で利用をいただきました。換金率は99.81%となっております。これまでプレミアム付き商品券は、財源に国の臨時交付金等を充当しております。昨年度も新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を充てることにより、40%という高いプレミアム率が可能になりました。換金率から町民の消費喚起になり、地域経済への波及効果は大きかったものと分析しております。課題としましては、コロナ禍の中で販売所に人が殺到して密になったこと、商品券の

印刷及び販売と換金に多くの経費と労力がかかったことなどが挙げられております。ご提案の50%設定の商品券につきましては、地域経済への波及効果が高いことは間違いのないと思われまます。一方、高いプレミアム率は、財源確保と購入者の公平性の担保をより慎重に図らなければなりません。新型コロナウイルス感染症防止の観点から、商品券の販売という形が適しているのかという昨年度の反省もございませす。電子化の時代の中で、紙媒体のプレミアム付き商品券は新型コロナウイルス感染症防止に対応した新しい形での取組が求められております。安全と公平を優先し、財源確保に努めながら事業を検討してまいりたいと考えております。

2番目の質問でありました丸池様に寄附金箱というお話でありました。観光物産係で所管している寄附金箱については、山岳トイレ5か所、観光トイレに4か所、合計9か所でチップボックスとして設置しております。観光施設を訪れ、トイレをご利用いただいたお客様に対して、施設の維持管理に係る経費、加えて山岳トイレであれば鳥海山の自然環境保全等への利用をさせていただくことに対し、チップという形でいただいております。年間の寄附金額になりますが、直近3年の実績については令和2年度35万1,734円、令和元年度64万4,690円、平成30年度47万1,434円となっております。ご提案いただいた丸池様への寄附金箱の設置ですが、丸池様については鳥海山大物忌神社所有地の土地になっております。また、これまで設置しているチップボックスについては、観光施設として設置されるトイレを利用した際の御礼、お気持ちとしていただいたものになりますので、丸池様への寄附箱の設置は難しいものと考えております。また、昨年度整備した駐車場簡易トイレのチップボックスの設置につきましても、現在、トイレのチップボックスの設置形態が、トイレが1つの建物物であり、チップボックスがしっかりと固定できる状況になっていることなどから、簡易トイレへの設置については防犯上の観点からも非常に厳しいものと考えております。ご提案ありますように、丸池様への観光客数は大幅に増加しております。今回は寄附金箱でのご提案をいただきましたが、これらの観光スポットとしての重要な位置づけのために間違いありませんので、他の方法などを検討していきたいと考えております。

また、さんゆう敷地内にある鳥海三神の水についてであります。現在の水くみ場は以前三ノ俣集落内にあったものをさんゆう建設に伴い、現在の位置に移設したものであります。名称の由来については、月光川ダムに流れ込む3つの沢を神に見立てて関係者が命名したものと伺っております。また、議員がおっしゃられるさい銭箱であります。かねてから三ノ俣集落で水くみに来られる方からの善意の受け取り箱を設置し、集落への寄附金として管理していたところ、盗難が多発するため、防犯性が高い受入れ箱の要望を受けて町が設置したものであります。ただいま申し述べましたとおり、三神の水とは命名はされているものの、それらは一般の方の発想であり、現在設置されている受入れ箱は神社仏閣に係るさい銭箱ではなく、いわゆる善意の方からの集落に対するチップボックスという位置づけであります。維持管理につきましては三ノ俣集落で行っていただいております。議員からいただいたご提案は集落にお伝えをさせていただきたいと考えております。

3番目の質問でありました避難指示とペットの関係についてであります。災害対策基本法等の一部を改正する法律が本年、令和3年5月20日に施行されたことに伴い、自治体から出される避難情報についても避難勧告の廃止等の変更がなされました。これは、甚大な災害をもたらした令和元年東日本台風（台風第19号）等において、避難しなかつたり逃げ遅れたことによる被災、豪雨浸水等の屋外移動中の被災、高齢

者等の被災が多く発生したため、国で法律の一部改正を行ったものであります。想定を超えるような自然災害が頻発している中で、町として空振りをおそれず、早い段階での避難情報の発令に努めていきたいと考えております。さて、災害時のペットと同行避難してきた場合については、遊佐町地域防災計画及び避難所開設・運営マニュアルでは、避難所、いわゆる屋内への動物の持込みは原則禁止とし、屋外に飼育スペースを設けると定めております。これは、災害時の避難所の衛生面、動物アレルギーを持っている方など、他の避難者への配慮から取り決めたものであります。しかしながら、飼い主の方への精神的苦痛への配慮や動物愛護の観点から見れば、ペット同行避難の人数や避難日数等の状況も踏まえ、まずは避難所運営組織で協議し、そこで理解を得られれば一般避難所とは別の一室を開放する等の対応も可能と考えております。平成30年9月に環境省から発出された災害時におけるペットの救護対策ガイドラインの中では、ペットのしつけや避難用備品の確保などの飼い主がふだんから行うべき対策、避難所でのマナー遵守について述べられています。これらについて飼い主の皆様へ広報等啓発を行いながら、自主防災組織の避難所開設訓練等の機会を利用し、ペット同行避難者がいた場合の対応について引き続き理解を深めるための周知を進めてまいります。

以上であります。

議長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） プレミアム付き商品券ですけれども、財源の問題もあるわけですよ、町長の説明としては、もちろんそうだと思います。ただ、最近ふるさと納税が、それに頼るわけではないのですけれども、かなり予想以上に増えたりしているということもあるようです。また、長年の町長の財政再建、それから無駄を省く行政、このような方針の成果が現れてきていまして、財政健全化が大分進んだなど私はみなしているのです。だから、金が余っているだろうからこっちに使いよという話ではもちろんないのですけれども、随分健全化には努力してきた町長だなど、このように考えております。プレミアム率40%というのは決して珍しくない話です。30%、40%はもうありふれているというか、今の状況ではそんなことまでなっていますので、本当にもう皆さんから、去年も40%なのですよ。遊佐町2回たしかやりましたけれども、40、40でやっていて、50にさせていただければ、私この話今までたまにあっちこっちでしたことがあるのです。町民の皆さんがいるところで。わざとですよ。したことがあるのです。物すごく評判いいです。すばらしく評判いいです。みんな賛成です。だから、そういうことも個人的な感触として持っているのですけれども、町民の皆さんは本当この案には、財源の問題なんて町民の皆さん考えないです。考えないものだから、話自体には物すごく反応がいいです、びっくりするほど。そういうことを私はちょっと踏まえているもので、なおこういう話をさせてもらっているということなのです。実際鶴岡でも50%を出したことあるのですよね、プレミアム商品券。ありましたけれども、何か売り方が大変だったという話もあるようですので、さほど50%が特別な何かラインのような、もうそんな状況ではないのではないかと思います。ある程度財源的なものが許せば可能ではないかと考えるところでもあります。それと、米沢と村山でも1セット2,000円のを例えば1,000円で売るとかってやっているわけなので、こうなると50%なのですよ。だから、既にやられています、50は。というふうな状況にもなっていますし、遊佐も今すぐ50が無理なら例えば中を取って45とかあるわけですよ。計算上はですよ。そういうふうなこともあるので、町民の皆さんにやや、還元って言ったら大げさですけども、そういう形でやっていただければなと思う

ところであります。それから、もっとすごいのもあるのです。新庄、村山、中山町では、商品券をただで配っています。実際そうなのです。ただで、無料で配っているということは何なのかというと、これは100%のプレミアムです。プレミアムという考え方からいけば、実際やっていますので、これだって財源が許せばできないはずなのです。

(何事か声あり)

11番(斎藤弥志夫君) うんうん、そういう財源絡みの話が絡んでくるから、一朝一夕にはならないでしょうけれども、こういう事情も実際あります。その中で、中山町は、先ほど私も言いましたけれども、1セット1万円分の商品券を町内全世帯に配りました。こんなことといたしますか、もう平然とやっているのですよね。そんな状況になっていますので、あえて私もこの50%のような話をさせてもらっているということです。時代はもうそんな流れになってきたなという認識も持っていますので、無理なのかなとは思いますが、町長はじめ副町長、そういう考えもぜひ持っていただきたいと思います。

この前、県民のあゆみを見ていましたら、県のプレミアム付き商品券というのも載っていました。宣伝のように。何とプレミアム率が25%です。県にしてはしょぼくれたものだなと思って見ていたのですけれども。なぜかという、30、40ざらにあるわけなので、その中で今さらのように25%で出してきたと。はやらないことやるものだなと。個人的にはそんな感想でちょっと見ていたのですよね。ですから、財源絡みの話ではあるとは思いますが、できればちょっと上めに見ていただいて対応していただけないかと思ひまして、何か一言あればいただきたいと思ひます。

議長(土門治明君) 中川総務課長。

総務課長(中川三彦君) お答えいたします。

ただいまの50%のプレミアム付き商品券のお話ということで、先ほど来財源というお話を議員もおっしゃってありました。総務課という財政のほうの立場からしますと、やはり議員がおっしゃるように、財源のことについては非常に大事なことなのかなというふうに考えておるところでございます。これまでの動きの中で、財源ということであると、国の臨時交付金を活用していずれも行ってきたという経過がございます。この交付金につきましては、今回の議会でも補正で提案をする予定でございますけれども、全て財源については充当して終わるという予定になってございまして、これをこれからまたプレミアム商品券という形で新たな取組を行うということになりますと、現在のところ、これまでのような臨時交付金を充当するというのが今のところできないという状況になっております。今後、国のほうでもコロナ対策ということでさらに臨時交付金の新たな交付、増額、こういったものがあれば、またそれを財源としてこういった取組ができるのかなということで考えているところでございます。ただ、お話の中でいろいろとプレミアム率のことについて言及ありましたけれども、中には100%という形で、お配りをしているというところもあるということでございますが、そういった取組になりますと必要とする、必要としないにかかわらず送りつけるというふうなことにもなりかねないという視点もございまして、必要とされる方がプレミアム付きの商品券をお買い求めいただいて活用をするというのがやはり基本なのかなということでございます。また、プレミアム率についても、高ければもちろん喜ばれる町民の方もいらっしゃると思ひます。すけれども、高ければいいということでもないかなと。財源につきましては、先ほど言いましたとおり、国の臨時交付金等を財源とするということも申し上げましたが、元をただせば国の税金、国民の税金とい

うことでございますので、それらの使い道についても慎重にご議論いただくということが必要なのではないかとこのように思います。

議長（土門治明君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） プレミアム付き商品券のお話でございますけれども、昨年、産業課のほうで所管をさせていただきまして商品券事業をさせていただきました。今50%のプレミアム付き商品券というご提案でございますが、やはり今後また同じような形で商品券を発行して、お買い求めをいただいて地域経済活性化につなげるという取組がふさわしいのかどうかとといったところ、この件につきましては現在コロナ禍にあるということもございまして、販売をすることによって密集をつくることになりかねないのではないかとといったようなこととか、こちらでは心配をしているということもございまして、まずもって去年の事業を再度検証して、課題ですとか、そういったものを洗い出した上で事業設計をしたいと思っております。50%という部分ありましたけれども、それに関連することといたしましては、やり方としてほかの市町村の事例等もお示しをいただきましたけれども、販売は何とかできれば避けていきたいなという思いもありますので、例えば必要とされる方に限定をしてお送りをするとか、そういったやり方も一つの選択肢かなというふうに思っております。いずれにしましても、皆様のご意見を伺いながら、あと財源の見通しを立てるといったところを目標にしながら検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 同じ話の繰り返しになるのですがけれども、このプレミアム付き商品券というのはもう当たり前のようにあっちこちの自治体、市町村で行われていまして、そのプレミアム率に皆さんすぐ注目するわけですよ。プレミアム率イコールその人の財布の中がどのくらい裕福になるかということと直結しているわけです、この話は。だから、皆さんすぐもう何%だというふうに注目するわけなのですけれども、30%、40%、遊佐も去年2回40%でやっていますけれども、決して何の目新しさもないので。プレミアム率を上げる競争をやっているわけではないのですけれども、何の目新しさもないので。町民の皆さん、やっぱり40%を出していただければ皆さんありがたくそれを買って、これは実際使っているわけです。それはそうなのですけれども、ただで、100%のプレミアム率で、それこそ1万円配っている町もあるくらいなので、その辺もちょっと考えていただいて、このプレミアムについてはやや上めに見ていただくような形で対応していただければと思いますので、町長ひとつその辺よろしく願いいたします。

では、商品券につきましてはこのくらいにしまして、丸池様の。これまで町内でチップボックスは全部で9か所くらい置かれているけれども、山岳とか、そういう形のようにあります。私は、寄附をいただくためにはとにかく人が集まるところに置かないと話にならないのではないかと考えたわけです。要するにその維持管理をしていくためのご寄附をお願いできないかということなわけなので、これは例えば観光名所になればなるほど私は寄附はいただきやすくなるのではないかと考えます。名所であればあるほどそこに集まってくる皆さん、あるいはそれを小さいながらも支持してくださる皆さんが多いであろうということも考えられますので、丸池もある意味でそういうものではないかと思ったのです。ただ、大物忌神社の敷地になっているようなところに、それはもちろん町の寄附金箱を置くことはできないわけですよ。

ただ、今年か去年か駐車場を造ったわけなので、そこだと町の所有地ということになるわけですね。町の所有地に例えば町のその丸池を維持していくための資金を得るためのある程度のご寄附をいただけないかということになれば、置くこと自体は問題はないであろうと考えます。ただ、どの程度適切であるかはまた別の話でしょうけれども、町が買った町の敷地内であれば置くこと自体はできるだろうというふうには考えますので、その辺もうちょっと考えていただければと思います。三ノ俣の水くみ場のさい銭箱は、何か三ノ俣集落で管理しているのだということだったようですので、こうなってくると部落管理と役場の管理とまた違うということになりますけれども、私はてっきりあそこは、さんゆうの一角なので、結局役場で管理しているのかと思ったのです。では、三ノ俣集落にそのようにお伝えいただいて、もう少し、実際アスファルトの土間に直接さい銭箱を置くような形になっているのですよね。雨は当たるし、雪が降ればそのさい銭箱に雪積もるというふうな形になっているもので、いかにも非常識な置き方をしているものだなと見えるわけです。ですから、その辺、では直していただくということであるならば、そっこの集落のほうにぜひお伝えいただきたいと思います。

ペットにつきましては、何か私も危機管理のほうに行って少々話を聞いてきたのですが、ペットに関しては、そこそこの避難所として指定されているのは割とそれぞれのまちづくりセンターが多いのではないかと思います。そこそこの避難所として指定されているのは割とそれぞれのまちづくりセンターが多いのではないかと思います。そこそこのまちづくりセンターで避難に関してどういうふうな取組をしているのかということに、お任せになってしまうのではないかと思います。ですから、ある程度全体を管理するような形でそういうものを示していただいたほうがやりやすいのではないかなと思うのです。その辺の取組が今の役場の形としてはちょっと欠けているのかなと思うのです。ペットが、値段が高いから大事にする、安いからどうでもいいのだというわけではもちろんないのですが、犬の値段も要するに結構いい値段しているのですよね。ざっと20万円から30万円くらいまでざらなのですよね。ということです。一つの例にすぎないのですが、私の隣の家でプードルを飼っているのですよね。お姉ちゃんに幾らだったとそちらに話聞いたら16万円だったということなので、そのくらいの犬を飼っている家もあるのです。そういう意味で、そういう犬をないがしろにすることはもちろんできないわけなので、随分日頃からかわいがっています、私見ていると。その犬を。ペットというのは大体そんなものなのでしょうけれども、そういう愛護している動物をやっぱりそれなりに扱わなければならないだろうと。避難する日数が1日くらいならまだしも、これもしも2日、3日となった場合、それなりの飼い方をしてやらないと結構大変なのではないかと思うのです、ペットのほうも。そういう意味で、ある程度ガイドラインを、各まちづくりセンターならそこに役場のほうでこのくらいのことはきちっとやるようにというふうな分かりやすい形で示していただけたいのではないかと思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

議長（土門治明君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

ペットのガイドラインということでありました。地域防災計画の中でも、ガイドラインという意味ではペット連れの避難者の対応ということで、一定程度その対応の仕方について詳しく説明をしているところでございます。ペット連れの避難者に対しましては、そのペットの飼育ルールというものを定めておまして、これを明示しまして、その飼育者の方に対して徹底を図っていただくというお願いをすることにな

ってございます。また、ペットの飼育場所については、避難所の施設管理者が置かれますので、その施設管理者のアドバイスの下、居住スペースから離れた場所に設置をするということでも定められております。ただし、盲導犬がいる場合、これは盲導犬はペットでございませんで、特に動物アレルギーの避難者がいないことが確認できたような場合は居住スペースへの同伴も認めているということも定めてございます。また、ペットの飼育者については、登録台帳のほうに記入をしていただいて管理をすると、また飼育についてはそのペットを持ち込んだ避難者自身が行うといったようなことも定めているところでございます。そういった意味では、基本的なガイドラインとしては、このようなことを守っていただきながら対応していただくということになります。

また、先ほど来まちづくりセンターのほうにお任せになっているのではないかというお話でございました。避難計画、地域防災計画の中で明示しているのは、その避難所に指定された施設管理者が取りまとめを行うという形になっておりますので、何か施設管理者次第でその対応が一任されてしまうのではないかというご懸念だと思います。避難所については、もちろん各まちづくりセンターが避難所になるということもございますが、それ以外にも町の施設、例えば体育館でありますとか、こういったものが避難所として指定されることがございますので、必ずしもまちづくりセンターに一任したということではなく、ガイドラインに沿った対応の仕方を最終的には施設管理者が取りまとめをするという形であるということをご理解いただきたいと思います。

議長（土門治明君） 島中地域生活課長。

地域生活課長（島中良一君） お答えします。

ただいま総務課長のほうからは、避難所での対応ということでご答弁をいただきました。私のほうからは、議員のほうからペットの同行避難というご質問あったように思いますので、同行避難について私のほうはご答弁させていただきたいと思います。

災害時には何よりも人命が最優先ということになりますけれども、近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつなってございます。ペットと同行避難することにつきましては、動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者の心のケアの観点からも大変重要なことであるのかなというふうに思っております。このような問題を軽減するためにも、災害時のペットとの同行避難、推進することは必要であるのかなというふうに思っております。しかし、当然のこととしまして、飼い主とペットが安全に避難するには飼い主自身の安全確保が大前提となってくるのかなというふうに思っております。東日本大震災でございますけれども、そのときは一旦避難した飼い主がペットを避難させるために自宅に戻りまして津波に巻き込まれるというようなケースもお聞きしてございます。発災が平日の昼間だったということで、また飼い主が自宅にいなかったというケースもあったというふうにお聞きしてございます。このように災害が起こったときに飼い主がペットと一緒にいるとは限りませんので、人命を優先するためにやむを得ずペットを自宅に残して避難せざるを得ない状況もあること、そしてまた不測の事態によりペットとはぐれてしまうというようなケースも想定しておく必要があるのかなというふうに思っております。こうした状況を踏まえまして、飼い主責任による同行避難を前提としながらも、個人での対応には限度がある場合に備えまして、飼い主の支援体制、そして放浪動物、負傷動物等の救護体制を整備することは、ペット飼養者だけでなくして被災者全体が安心して安全に避難するためにも重要であるのかなというふう

に考えてございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 課長の説明、非常に分かりやすかったです。よく分かりました。ただ、一般的にペットを連れて逃げてもいいものかどうかちょっと、ふだんから明確にそれを考えていないような人もいるみたいなので、ペットについてはどこのうちでどんなペットを飼っているかという、把握するにもなかなか大変なわけなので、不明な部分は多いと思うのですけれども、もう一度ペットを飼っている人にとっては分かりやすく対応できるような形で、何かガイドラインのようなものを分かりやすい形で示していただければありがたいなと思いますので、そういう形でその部分をまとめていただけないかなと思いますので、そこをちょっとよろしくお願ひしたいと思います。

私の質問はこれで終わります。

議長（土門治明君） これにて11番、斎藤弥志夫議員の一般質問を終わります。

5番、齋藤武議員。

5番（齋藤武君） 昨日の一般質問の中で、新庁舎への引っ越しに伴い発生したであろう紙類はどのようにされたのだろうかという趣旨の質問があったと思います。そのときに、答弁内容はさておき、私なりに1つ思い出したことがありました。先月だと思えますけれども、その引っ越しに伴い大量に出てきたということで、議会事務局から遊佐町議会300回記念誌というものが全議員に配られたというか、あてがわれたわけです。ちなみに、300回目はいつかといいますと、平成5年1月の臨時会だったということであります。そうすると、多分この議場にいらっしゃる方で、その平成5年1月臨時会に臨まれた方はいないということだ……そうですか。いらっしゃる。

（何事か声あり）

5番（齋藤武君） ですね。いらっしゃらないということだと思います。間違いなくそういうことでしょう。では、当時の議長は誰だったかということで見ますと、亡き高橋秀一さんでした。その高橋議長が記念誌の巻頭言に次のようなことを書いていたのです。ちょっと読み上げますと、「議会と行政は、両機関それぞれが持つ権能の上で、よい意味での対立の構図は町民の全体的福祉向上のために法律上からも保障されており、議会の使命でもあります」というふうに書いているのです。ともすれば車の両輪と、議会と行政との関係を車の両輪というふうに紋切り型に表現してしまいがちなところをよい意味での対立の構図というふうに当時高橋議長は真正面から捉えていました。このことを肝に銘じて、新議場でのやり取りを私なりに行いたいというふうに思います。

本題に入ります。当初8月及び9月の二月にわたって実施される予定でありましたキャッシュレス決済、ペイペイのボーナスポイント還元事業は、早々に予算額に達したため、8月いっぱい打ち切りとされました。このことにはもちろん賛否両論ありますが、私は妥当な判断だったと考えます。その上で、町はこれらペイペイにまつわる一連の出来事から何を学んだのでしょうか。新型コロナウイルス感染症との付き合いが1年半以上に及び、社会の様々な面で緊急避難的対応から恒常的対応に徐々に変化を求められていると思います。そうした中、経済的支援の在り方もより落ち着いて検討すべきであろう局面に至っていると考えられます。ただし、緊急避難的施策がまだまだ足りていないところはないかということには十分気を配

ることは必要です。一方、新型コロナウイルス感染症があらうとなかろうと、町は地方政府として確固たる経済政策を備えるべきであり、キャッシュレス決済ボーナス還元事業はそれとの整合性も取らなければなりません。難しいかじ取りですが、経済施策は限られた財源の中で最大限の効果をより公平な方法で得ることができるかが常に問われます。町としてキャッシュレス決済ペイペイのボーナス還元事業に対して冷静な分析がされていることを期待します。

次に、役場職員採用試験における受験資格に関してお聞きします。社会人と障がいを持つ方を除く行政職の町職員の受験資格のうち、遊佐町に住所を有すること、また就学等の場合は父母等が町内に住所を有することという住所要件が令和3年4月採用分については撤廃されましたが、これから採用試験が実施される令和4年4月採用分については僅か1年で復活しています。重要事項ですが、議会に経緯の説明もされておりません。これはなぜなのでしょう。人材は広く募るべきであり、多くの自治体で住所要件は設けられていません。このことは、世の趨勢に完全に逆行しているのではないのでしょうか。納得のいく説明を求めます。

以上お尋ねして、壇上からの発言を終わります。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、一般質問2日目、第2番目の質問者であります5番、齋藤議員に答弁をさせていただきます。

ペイペイの還元事業の停止から何を学んだのかという質問でありました。前回、定例会の補正予算で承認をいただきました遊佐町キャッシュレス決済導入促進支援事業について、PayPay株式会社と連携して「お買物は遊佐町で！PayPayの利用で最大20%戻ってくるキャンペーン」を8月1日から9月30日の予定で実施したところでありました。当初の予想を大きく上回る利用をいただき、予算額を超える見込みとなったことから、8月31日で早期終了とさせていただいたところです。実は事業開始1週間で大変な金額が膨らみそうだという情報が毎日私のところには寄せられておりましたので、ではどうしようかと。全協をやるか、それとも臨時会やるか、そして専決で行うかという形でありましたが、やっぱり議会の承認を得た予算の事業の中で支払い等が9月から発生する中で、予算が完全に足りないということを決して、既に8月10日には8月末での終了の検討を始めたところでありました。私は早めに気づいたので、これについては妥当なものだったのかと、このように理解をしております。このペイペイの質問のキャンペーンで何を学んだことについて質問ですが、現地点では2つが考えられております。町内のキャッシュレス決済導入に一定の成果があったことについては、キャッシュレス決済の威力というのですか、導入店舗数が目標の、140店舗と申しましたが、実際には120店舗でのスタートになり、春先の40店舗から大幅に増加はしたものの、商工会との連携に導入促進の成果と捉えております。2つ目としては、地域経済効果というのでしょうか、促進に大きな効果があったことでもあります。暫定値であります、8月31日までのキャンペーンの総決済額は1億8,659万3,693円、還元額が3,491万7,698円となっていると伝えられております。1か月間という短期間で町の地域経済として町内でこれだけの消費があり、お金が循環したことについては、昨年度がコロナ禍の異常な年でありましたが、これらを一昨年度等と比較した場合どのぐらいの売上げ増になったのか、これから検証を始めるということでもあります。新型コロナウイルスの影響が長期化する中での事業者の経済的支援に当たっては、

切れ目のない支援と、より効率的で効果のある事業も今後継続してまいりたいと考えております。詳細なキャンペーンの事業検証につきましては、これから事業者と利用者アンケートを募り、その声をきちんと受け止め、会議を開いて確認し、今後の地域経済対策に生かしてまいりたいと、このように考えております。

2つ目の質問でありました住所要件に関しての、なぜ復活したのかという質問でありましたが、職員の採用試験における住所要件については、本町では職員の採用に当たり、職員の任用に関する規則第7条に規定されるものを除き、競争試験の結果に基づき任用するものと定めております。遊佐町では、これまで職員採用試験の区分、行政では受験資格に住所要件を付してきましたが、議員の指摘とおり、昨年度に実施した採用試験の受験資格には優秀な人材を広く募りたいとの目的もあり、初めて住所要件をつけずに行ったところでもあります。ところが、試験が終わって合格者が決定し、本人に通知するとともに、採用に向けての承諾をいただく段になって辞退されるケースがありました。令和3年度の採用に関しては、最終的にお一人の方の採用が決まったのが3月になってからという事態も発生しております。幾ら合格してから承諾書を頂いても、最後の最後にキャンセルされる方が、そういう方に限って大体ほかも合格している、他の団体も合格しているという理由があったのかと思っております。町としてはどうすることもできず、結果として町が採用を目指していた人数に届かなかったということが現実としてありました。このような経過もありましたので、今年度は10月1日採用分で社会人枠で採用を決定して、今3名が合格して採用段階に入っているということでございます。このような経過もありまして、今年度ぜひとも目指す人、人数を採用したいという思いから、職員採用の区分、行政では受験資格に住所要件を付しての募集を行ったところでもあります。技師とか障がいを持つ者につきましては、やっぱりまだ採用できておりませんので、住所要件等には付しておりませんので、ぜひとも新年度でその中で町にどうしても、町で頑張りたいという、そんな方がいらっしゃいましたら採用をいたしたいと、このように思っています。

以上であります。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） それでは、最初にペイペイのほうをお聞きいたします。

産業課長にお尋ねしますけれども、この事業名が長いのです。「お買物は遊佐町で！P a y P a yの利用で最大20%戻ってくるキャンペーン」といって、一々これ言うわけにいきませんので、便宜私の方からこの時間、ボーナス還元事業というふうに言わせていただきます。

まず最初に、そのボーナス還元事業の利用実態ということで、2つの数値を確認したいと思います。1つは、期間中の決済件数というのが幾つかということです。要するにお買物をした件数ということになると思いますけれども、それが1つ、もう一つは遊佐町民のうち一体実人数で何人の人がこの事業を使ったのかという2つ、まず話の基礎となると思いますので、お聞かせください。

議長（土門治明君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） お答えさせていただきます。

ただいま2つご質問いただきました。まず、初めの質問でございますが、全体の利用件数でよろしいかと思っておりますけれども、利用件数につきましてはP a y P a y株式会社のほうに確認を取らせていただきました。その回答でございますが、全体の利用件数につきましてはP a y P a y株式会社側の社内規定で公

表はできないといったような回答でございました。その理由もお尋ねをしましたがけれども、P a y P a y 株式会社が不利益を被る可能性があるため、営業上の理由によるものというご回答でございました。

もう一つであります。ペイペイの決済を行った町民の実人数につきましてでございます。こちらのほうもP a y P a y 側に確認をいたしました。ペイペイアプリのシステム上の特性上、実人数は分からないといった回答でございます。利用者が住所情報を入力しなくてもアプリが利用できること、また仮に入力したとしてもそれはあくまでも自己申告であること、またP a y P a y 株式会社にとっては、全国展開をされている事業所でありますので、利用者の住所情報ですとか、そういったものを把握するメリットが薄いといったことが理由のようでございます。P a y P a y 側では、利用者がふだんの地域の店舗を主に利用しているかという傾向はつかめるようでございますけれども、酒田市の店舗をよく利用する人が必ずしも酒田市民ではないように、傾向からも実人数をつかむことはできませんといった回答をいただいております。

以上です。

議 長（土門治明君） 5 番、齋藤武議員。

5 番（齋藤 武君） そうなると、大事な数値がブラックボックスということになるので、なかなか検証をするに当たっても大きな障害になるのかなと思います。検証はこれからというふうな話でしたけれども、この時間、僅かですけれども、私なりにちょっと検討してみたいと思います。

町としてもこの事業というのは初めてでしたので、やってみなければ分からないという試験的要素が大きかったのだと思います。私自身もそうでした、やってみなければ分からないということもありましたので、このペイペイボーナス還元事業の補正予算に当たっては賛成をしました。ですので、これから言うことは町を責めるということではないということをお話させていただいた上で中身に入りますけれども、広報ゆぎの7月号に町民向けに説明があったわけですがけれども、その中にどういう文言があったかといって私なりにピックアップすると、新型コロナウイルス対策の一環として非接触型決済の導入及び町内の消費喚起のためボーナス還元事業をしますというふうに記されておりました。これを冷静になって改めて読んでみると、この文章というのは新型コロナ対策の一環として2つのことをボーナス還元事業の下で行うというふうな文書のつくりになっていると思います。1つは、その前段の非接触型決済の導入促進ということなのですが、これは素直に読めばむしろ公衆衛生施策だと思うのです。経済対策ではないのですよ。蛇足ながら申し上げますと、その現金のやり取りを介して新型コロナウイルスが蔓延したという事例はほとんどないと言われております。実験上はお金の上にどれだけウイルスが残っているかというデータはあるようですが、実際お金を介して広がったということはほとんどと言われておりません。と私は理解しております。

もう一つは、後段の文字どおり町内の消費喚起のためということになるかと思いますが、ところが、この文言には町内の消費喚起ということを書いてあるのですけれども、これだけだと一般的な経済対策になってしまうと。要するに新型コロナウイルスとの関係性というのは希薄になってくるのです。もっと言い換えると、業種を問わず事業をやったわけなので、その新型コロナウイルス対策というくくりをここに設けることが理論上、実は厳しいのではないかというふうに冷静になってみると思えるわけなのですが、そこから辺産業課長としてどのようにお考えなのかお聞かせください。

議長（土門治明君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） お答えをさせていただきます。

今回実施させていただきました還元事業でありますけれども、ご指摘のとおりキャッシュレス促進というところで行ったもの、現金を介しての感染事例はないといったようなご指摘でございました。もともとコロナウイルスの対策ということで国のほうから臨時交付金、そういったものが交付されてきたといったこともございまして、そちらを何とか活用して町内の経済活性化、あと国のほうでも進めておりますキャッシュレス化の促進、それにつなげる事業ということでの整理をさせていただいて、まずは取り組ませていただいたものとなっておりますので、こちらとしましてはそういった方針に沿っての事業を行ったというふうに理解をしております。

以上です。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 目的と効果との牽連性というのは、やっぱり検証においてははっきりさせるべきだというふうに思います。どうしてもごっちゃになりやすいと思います。境目も曖昧なこともある。ごっちゃになりやすい。お金の出どころも一緒だったりすればなおのこと。だけれども、事業としてやっぱり独立してある以上、そこら辺は冷静に分析する必要があるのかなと思います。

最初にお聞きした2つの数値、特に町民のうちどれだけの方がこの事業に使ったのかということとは分からないということでした。そうすると、町民の公平性がどうのということに関してはもうそれ以上議論ができなくなってしまうのですよね。ただ、一方でそんなことはどうでもいいのだと、誰だろうと、町民だろうと町外の人であろうと、町がやっているこの事業に参加してくれて、遊佐町内でお金を使ってくれればいいのだという理論も成り立つのです。一方で、むしろ言い換えると実際の町民の利用者数が分からない以上、逆に誰でもいいという理屈しか成り立たないというふうにも考えられるのです。そうなると、そこはそこで一つの論点が生じるわけですが、そのことを事業をやる前にあらかじめ考えておいたのか、それともそれはなかったけれども、結果として実際の町民の利用者数が分からないということにおいて、そこら辺はどういうふうに現段階として産業課長として整理されているのかをお聞かせいただきたいと思います。

議長（土門治明君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） なかなか難しい質問ということになりますけれども、当初の段階、遊佐町で実際事業をやる前にはほかの庄内の市町、鶴岡、酒田、庄内町のほうで実施をされていたわけで、そのときいろいろ情報等もいただいていたのはございました。どの市町村にお住まいの方が使っていたのかとか、そういった情報はいただけないというようなお話ももともとありましたし、やはり経済支援といたしましては町内の皆さんからお金を使っていただくだけではなく、周辺の自治体にお住まいの方からもぜひ遊佐町に来ていただいて遊佐町を知っていただいて、お金を使っていただいて町の商店の支援につなげていただきたいなという思いがございましたので、最初の町長答弁の中にもございましたけれども、想定以上の効果、お金が、消費があったということで、こちらのほうでは評価をさせていただいております。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 新型コロナウイルス対策として経済対策というのは必要だと思います。やっぱり

なければ困る人が確実にいると。その人が、一部の人が困るわけではなくて、最終的には我々全員が困るということになってくるのだと思います。なので、経済対策が必要だということに私はなるのだと思いますけれども、そうしたところ隣の自治体、あそこの自治体、ここの自治体でボーナス還元事業をやっているという情報が来れば、それだけかなり気が気でなくなるのではないかというふうに私は思うのです。多分今年度の当初の段階では、産業課長はもう気が気でなかったのではないかと。それこそ浮き足立つ感じですよ。当然町内からは何で遊佐町やらないのだという声に来る中において、どうしたらいいのかなというふうに揺れ動くことがあったと思うのですけれども、そういうときに落ち着いて考えるというのを、後になって言えるわけですが、検証ですでお聞きするわけですけれども、そのボーナス還元事業をやりますよというのを決めるまでの間にそれ以外の国だとか県だとか町で経済支援策があったわけですけれども、それによって真に困っている業種、あるいは事業者の方に十分必要な支援が行き届いていたのかということとはちょっと確認したいと思うのです。ボーナス還元事業の前にそこが十分だったのか、それともその確認が十分ではなかったのか、そこら辺はいかがですか。

議長（土門治明君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） 事業の実施前に確認が十分だったのかというお尋ねでございました。遡ってみますと、振り返ってみますと、このペイペイの還元事業につきましては4月当初の時点で一応計画には上がっておりまして、どのような形でどのようなタイミングでやるかといったところが4月に入ってから課題というふうに思っておりました。いろいろ経済対策事業をやる際の参考といたしましうか、それを検討する際にこちらのようなことをしているかということになりますけれども、現時点では商工会さんを通して町内の商店等の声を確認して把握をすると、逆に言うと商工会からの情報をいただいた上で把握をせざるを得ない状況なのかなというふうにも思っております。個別の事業所のほうにこちらから確認をするというのなかなか物理的に難しいということもありますし、時間と労力がかかりますし、本当に厳しい時期に支援が遅れるとか、そういったことも出てくるのかなというふうに思っております。検証をきちんとした上で実施したのかということからしますと、その辺は少し甘かったのかなというふうな反省はしております。

以上です。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） その上で、今回のボーナス還元事業というのが行われたわけですけれども、話を出していませんけれども、以前から議会で頂いた資料を見ますとボーナス還元事業で消費者の方が行ったお店というのがやっぱりかなり私なりに見ると偏りが、偏りがあると言ってしまうかもしれませんが、満遍なく業種に散らばっていないというのは実際事実だと思います。そう考えたときに、今回のボーナス還元事業によって本当に困っているであろう事業者のところに十分な経済対策があったのかという疑問も当然生じるわけなのです。あくまでも新型コロナウイルス対策というふうにしてやっているのであれば、真に困っている事業者、業種にお金が行ってしかるべきだと私は思うのですが、そこら辺はいかがだったのでしょうか。

議長（土門治明君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） お答えさせていただきます。

先ほどのこちらの答弁と同じようなことにもなるかもしれませんが、どの業種がコロナ禍で厳しい状況にあるかといったことにつきましては、現在、商工会と確認して把握をせざるを得ない状況にあるということ、各事業者を調整すると時間と労力がかかりまして、本当に厳しい時期に支援が遅れることも想定されてくると思います。できればということになりますけれども、まずは厳しい状況にある事業者の皆様側から町に声を上げていただきたいというふうに思っております。昨年度のコロナ助成金支援の事業のように、最初本当に厳しいと思われる業種を絞って支援をさせていただいたわけですが、ほかの業種が次々と支援を町に要請するといったことがあったというふうに聞いております。できれば町の中小事業所を一つの業界と捉えまして、商工会さんをまとめ役として業界全体の総意を町に届けていただくということをお願いできないかなというふうに思っております。それに沿いまして支援策を実施していきたいなと思っております。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 私は経済学部出身でもありませんので、経済は詳しくないのですが、経済に関しては様々な格言というのが昔から言われております。例えば洪沢栄一は、経済には論語とそろばんが大事だと言ったというのはよく伝えられております。あるいは、ある経済学者はこのように言っているのですが、昨今の世相に対して、今だけ、金だけ、自分だけと、こういうことでもいいのかというふうに警鐘を鳴らしております。先ほど50%だという、あるいはそれ以上だという景気のいい話があったわけですが、それはそれで一つの考え方であるのですが、ここで言うのは釈迦に説法で申し訳ありませんけれども、やっぱりその財源がまず限られるということはもう明らか。それから、中川総務課長もおっしゃっていましたが、町としていいかもしれないけれども、そもそも大本は国の税金であるという話。それは、国が十分な財政状況であればまだしも、そうでない状況であれば結局後年度負担になって我々、あるいはその次の世代、さらにその次の世代というふうに返ってくるということ。タコが自分の足を食うようなこともあるかもしれないという中において、やはりよくよく慎重に、かつ必要などころには施策を講じるということが、もうめり張りが非常に大事になってくるかなというふうに思います。先ほどの話と繰り返しますけれども、最初のうちは何かをしなければいけないというふうに浮き足立つわけですが、いつまでもそういう状況というのは続けられるものではない。やはり段階もいろいろ変わってきていますので、そこら辺は冷静になって考えて、場合によっては憎まれ役になるかもしれませんが、長い目で、中長期的に見てやっぱり対応することが必要かなというふうに思っております。

余談ですが、農家の話になりますけれども、番水というのがあるのです。何かというと、番は当番の番、水は水です。ウォーター。夏、水が少ないときの話です。穂が出てきて今から実るときに水が足りないということ、しょっちゅうあります。今年もあったのですが、そういつたときどうするかというときに、全ての用水路に均等に水を流すと足りなくなるのです。ですので、時間を区切って、あるいは日にちを区切って、この用水路だけに水を流すというふうに集中してやるということがあります。その用水路だけその日だけ集中して水入れてくれと、次は交代交代ということをやることがあります。土地改良区のあるで言えば、よく偶数、奇数という、札も立っておりますけれども、それは一種の番水です。経済においても、薄く広くお金をまくと確かにいいではないかというふうになるかもしれませんが、結果として何も残らないということもあり得るので、場合によっては、財源限られているのであればま

めて、本当に必要なところに集中するという事は必要なことも十分あるのかなというふうに思ったりしますので、非常に難しい判断だと思いますけれども、いろんな方の声を合わせてぜひ今後とも当たっていただきたいというふうに思います。

あと、もう一つ付け加えるならば、商売をしている方に景気はどうかと聞くと、まず間違いなく苦しいと。うちはもうかってしょうがないと言う人はまずいないと思うのです。それは、コロナウイルスのこともあるかもしれないけれども、そもそも人口が減っていく、高齢化しているという中において全体的な傾向もあるので、そこら辺の峻別も必要だと思うのです。全部一緒くたにして、では経済対策というそれらも收拾つかなくなると思いますので、そういうことの見極めも必要なことというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいとします。

次の、ちょっと時間がないので、申し訳ないです。町長にも……

(「俺答える」の声あり)

5 番(齋藤 武君) はい。すみません、次に行きます。

職員の受験者資格に関する事で、これはまず町長にお聞きします。なぜかという、私この件に関して平成29年の2月議会でお聞きしたわけなのですけれども、それから令和3年4月採用分については先ほどありましたとおりの住所要件が撤廃されたわけなのですけれども、平成29年2月議会から令和3年4月採用分の決定までの間ずっと関わっていて、なおかつこの議場にいらっしゃるといのは多分町長だけだと思うので、具体的にどういう議論がされた上で一旦は住所要件が撤廃されたのか。先ほどお話あったかもしれませんけれども、重なる部分あるかもしませんが、簡潔で結構です、その経緯をお話したいとします。

議 長(土門治明君) 時田町長。

町 長(時田博機君) 行政一般職で住所要件、取っ払ったほうがいいのかという齋藤議員から申出もありましたが、実際採用試験して、私自身はテスト順に、基礎持ち点、そして二次試験、点数順に並べて、ちょうど広域行政組合の消防等の職員採用と同じようなルールでやっぱりやらないと、透明性持たないと駄目だということをしています。それから、第一次、一次試験に関しては偏差値50、いわゆるテストを受けた人の平均ではなくて全国の偏差値50をクリアしないと二次試験には進めないというハードルを設けております。これは就任以来全く変わっておりません。そして、実は去年、おとしからいわゆる承諾書を出しても最後の最後に就職できません、電話でキャンセルですか、最終的には、そういう方が3名ぐらい続きました。どうなのだろうといったときに、ほとんどがその先ほど答弁しましたほかにも合格しているので町に来れないということが続いておりました。やっぱり生まれ育った、合格したらほかの町には来てもらえないのだなという経緯。特に面接で、2つあなたは受けていますけれども、合格したらうちの町に来てくれますかという質問は副町長を通して繰り返し質問させていただいておりましたが、その試験では、うん、分かりました、遊佐町に来ますって言っていた方が結局は最後には町ではなくて、その生まれ育ったところに就職なさるといことが続いておりましたので、やっぱり町出身で、町を愛して町のことがよく分かる、そんな住所要件というのはなかなか大変なのだ、外してもなかなか来てもらえないのであれば、逆に言うと町の若い世代をしっかりとこの町で、そして町のために働いてもらう機会を十分に、チャンスをつくるという形でいけば、住所要件を外すよりもあったほうが我が町の若い世代、次の世

代から遊佐町役場を選んでもらえるという町にあってほしいなと思ったところです。一遍社会人になって、そして途中から遊佐町職員に奉職された方も、年度の途中で若い世代が希望退職というのもありました、実際。何でなのだろうといったら、ちょうど理系の学校を出て民間の事業所に行ったのですけれども、事業うまくなくて遊佐町に来ただけけれども、結局景気が回復したらやっぱり自分の進みたい道に行きたいという希望があって、若い世代が遊佐町に採用しても辞めていくという形も非常に残念でありましたので、それら等、何とか町内の若い世代に機会を差し上げたいという思いでこのような形になったところであります。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 続きまして、総務課長にお聞きいたします。

私なりにこの件というのは非常に重要な件だと思いましたが、だから、この場で聞いているわけですが、その前に、既に議会に、全員協議会等で町から説明があって、しかるべきことだったのかなど。要するに今やっている採用試験が住所要件が復活したということに関しては非常に、しかも1年です。朝令暮改という言葉は使いたくありませんけれども、ころっとなったわけですので、そこは議会に説明してしかるべきだったと思うのですが、それをされていないというのはそれほど必要ではなかったのかなというふうに総務課長はお考えだったのか、そこら辺はいかがでしょうか。

議長（土門治明君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

私もこの4月からこの職務ということもございまして、これまでもこういった採用試験の条件だとか内容につきましては議会のほうには特段説明をしておこなったというふうに申し送りで聞いたような記憶がございます。だからといって説明をしなければいいということではないのでしょうかけれども、それに従って今回についても特段説明をしなかったということでございます。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 数年置きに住所要件が出たり引っ込んだりしているという中において、今まで当局が議会に説明していなかったのであればそれは理屈が成り立つのでしょうかけれども、住所要件に関してなくなってまた復活したというのは今回ここ一、二年の動きなのです。ですので、それはやっぱり前例だとかいうことではないというふうに私は思います。

次に、副町長にお尋ねいたします。平成29年の2月定例会のときは副町長がちょうど総務課長でバトルをした覚えがあるのですけれども、町長のお話では住所要件を復活させた理由の一つとして、大きな理由なんでしょうけれども、キャンセルが多かったというふうな説明があったと思います。では、その理屈で言うならば、ほかの自治体も住所要件を復活させるはずなのです。ところが、復活させていない。あるところはあってもありませんけれども、基本的にキャンセルがあったからということだけで住所要件を付加させているということはかなり少ないのではないかなというふうに思います。ほかの自治体でそういう事例があったらお話ししたいのですけれども。この世の中、キャンセルというのはある意味出るのは当たり前だと思います。当然応募者もよりよい条件のところを探して職を探すという側面は否定できないのです。遊佐町が好きだからそこに目指していくというのはそれは理想論ですが、それだけではなくて、より条件のいいところをやっぱり選ぶというのはそれは当然だと思います。その中でキャンセルと

というのが発生するということもあり得ると。そういう中でほかの自治体は募集、採用活動をしているわけなのです。そこで、そういう中において遊佐町が、悪い言い方ですけども、キャンセルが出たからといってびびって、おじけづいて、では住所要件を復活させますということで果たしていいのですかという疑問が私はあるのです。あまりにも井の中のカワズではないかと私は思うのですけれども、副町長、そこら辺はどういうふうに思いますか。

議 長（土門治明君） 池田副町長。

副町長（池田与四也君） お答えをいたします。

キャンセルという表現で話なされておりますけれども、受験自体、あるいは最終段階で不承諾、合格しても不承諾というふうな状況が生まれてきたというのがこれまでの事例であります。特に町外者の方にそういう傾向が見られたというのが、これはだからこれ一点を取って住所要件をつける、つけないと判断しているわけではございません。一例、重要な要素の一つだというふうにご理解いただければと思います。29年2月にも申し上げたかもしれませんが、そのとき一定の管内等の自治体の調査をしておりました。自治体名は避けませけれども、例えば遊佐町より小さな自治体に関してはなかなか募集しても応募者が確保できないというふうなことがあって、もうやむにやまれず近隣の市町にもこれは範囲を広げなければという状況の中で、言葉は悪いのですが、追い込まれた形での住所要件を撤廃したという例もありますし、おっしゃるとおり幅広く人材を、単純に多様な人材を確保しようというようなことで、住所要件をはなから撤廃しておった自治体もありました。そこにはメリット、デメリットもやはりあるわけでありまして、例えば追い込まれ型という、ちょっと言い方悪いな、やむにやまれずといったところの実態に関しては、やはり町民と職員との関係が親しみやすさという点でその当該町民の方よりは若干差異があるかなというふうな、町民からもそういう声が聞こえているというふうなこともございました。それは、本人の資質あるいは育て方といった面でも解消できる部分でもあろうかと思っておりますので、特段の判断要素とはしていません。単純に例を申し上げさせてもらいましたが、先ほど町長のご答弁にもありましており、町内の、この町の若い世代に関しまして、基本的には有為な人材が多くいるのだと、そしてその有為な人材を発掘して、応募していただいて、採用につなげて町づくりに貢献していただくのだというのが基本的な、我々の基本的といいますか、根本的な考えのベースにあろうかと思っております。これが基本にありまして、先ほどの採用の辞退のリスクをより回避したいと、確実に採用に結びつけたいということがございます。一般町民はじめ、新卒者の声を我々間近に聞く機会が多いわけでありまして。遊佐町役場への入所希望が多いと昨今感じられますので、そういった社会の趨勢、社会趨勢はそういうことでございますので、第一は町民ニーズに答えていきたいというのが大きな判断の一つにもなろうかと思っております。今後、応募の状況、採用の実績いかなではこれまで同様、住所要件の撤廃も今後あり得る、何も住所要件をつけるということを絶対視しているということではございませんので、ここは現実的な判断もこれからあり得るのだというふうにご理解いただければありがたいかなと思っております。

以上です。

議 長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 優秀な人材に役場職員になってもらいたいということは、29年の2月議会の答弁でもあったフレーズだと思いますけれども、だとすれば優秀な人材であればオープンな試験で合格して役

場職員になれるはずなのです。そこで何でクローズにするのか。理屈が通らない部分があるというのを私はまず今聞いて思いました。

それから、法律の上で話をしますけれども、役場職員、地方公務員の受験資格については、憲法は別にして、地方公務員法の19条というところに規定があります。これは、29年の2月議会でも私が触れたのですけれども、そのときはただ紹介しただけで、直接は聞いていないので、今回はストレートにお聞きしますが、その地方公務員法19条で受験の資格要件についてこういうふうに規定しているのです。受験者に必要な資格というのは職務の遂行上必要な最少かつ適当な限度で客観的かつ画一的に定めるというふうにされているのです。ここの中では、みそは職務の遂行上必要な最小限度ということになると思うのですけれども、果たして遊佐町役場の職員の採用試験において住所要件を設けることが、一般職ですよ、一般の普通の行政職で意味があるのかということなのです。世の中ある事例として、私は妥当だと思うのは消防士の採用試験。この住所要件というのはあって、それは事後的な話ですけれども、合格した後はこの市のエリア、あるいは行政組合の中に住んでくださいよというのがあって、それは非常に合理的だと思うのです。非番であろうが、大規模災害のときは行かなくてははいけない。それは合理的な住所要件だと思うのですけれども、遊佐町役場職員の採用試験において事前に遊佐町でなくてははいけないと、遊佐町町民、住民でないといけないと、それに準じる人も含めますけれども、というのが職務遂行上どういうふうに必要なのか、私はこれ説明できないと思うのです。そうすると、今遊佐町でやっていることは、最近近似の判例はないのですけれども、この法律を、19条を素直に読むと非常にグレーのような気がします。ですので、町長、副町長、総務課長がいろいろこれこれこういうことだからこうなっているのだと言っていますけれども、法律はそういうことではないのです。ですので、やっぱりそこら辺も見ていただいて、その上で判断しているというのであればまだしも、私は違うのではないかなと、現状は。そこら辺、副町長はどう思いますか。

議長（土門治明君） 池田副町長。

副町長（池田与四也君） お答えします。

先ほども申し上げましたとおり、いろんな観点から最終判断をさせていただいているということで、昨年度はやはり募集の状況が思わしくないであろうと、住所要件をつけてはなかなか確保がおぼつかないであろうというようなことで撤廃を試みたところ、残念ながら思うどおりいかなかったと。一説には、必ずしも間口を広げることによって応募が多いとかいうことはない、逆だという説もあります。優秀な人材を募集したいのだったら、よりピンポイントで対象を絞って募集をしたほうがいいのだというふうな説もあって、実際にそういうふうな、民間ではそんな形での採用の形を取っておるところもあると伺っております。決してこれもそれを絶対視しているというわけではございません。これはその時々状況判断。先ほども申し上げましたとおり、遊佐町役場に入所をしたいと、そして行政運営に貢献をしたいというふうな町民ニーズが相当多いというふうなことも大きな判断の要素だというふうにご理解いただければありがたいと思います。

以上です。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 先ほども申し上げたとおり、オープンで募集すれば遊佐の町民でも手を挙げられるのです。ですから、そこは遊佐町民が応募に、要するに募集に応じることができるということはクロー

ズだろうがオープンだろうが変わらないので、そこは理屈は成り立たないと思うのです。ということと、いつまでも時間が無いのであれですけども、やはり法律は、民間企業であれば雇用契約の自由の範囲で、常識的な中でかなり自由にできるでしょうけれども、公務員の募集をやっているわけですので、ですのでやっぱりこれは地方公務員法19条の範疇になるだろうというふうに思います。

もう一つ言うならば、年によって条件が違うというのは受験者にとっても困る話なのです。例えば国家試験、行政書士であればこういう試験が法律から出ますよというのが決まっています。それが変わることもあるのですけれども、毎年毎年は変わりません。それは、常識的な試験対策できないからなのです。ですので、ひょっとしたらば大学入ってすぐ、あるいは高校へ入ってすぐに遊佐町役場職員になりたいということで受験対策をしている人もいられるかもしれません。その人にとっては、年によって住所要件が出たり入ったりするというのはやっぱり困ることということもあるのかなというふうに思います。

最後、昨日のやり取りの中で、専門性の高い職員もという話がありました。その中で質問議員は、東京の大学等に行って募集をしているのかという話をしたときに、執行部の答弁はしていませんということでした。これは非常に残念なことなのです。確かに町外の人がいきなり来て最初は戸惑うこともある。言葉も分からない、右も左も分からない、人も分からない、屋号も分からない、何も分からないという中で、最初は戸惑いつつ、町民も戸惑うという中において、だけれども暮らしていく中においてだんだんなじんでいくと、そういうことを遊佐の人も、結局我々もどこからか来ているわけですので、そういう人が常に入って、血が新しくなって行って、遊佐町が不死鳥のように今まで続いてきているわけなのです。代表例が、具体的に言うと地域おこし協力隊がいい例だと思います。まさに旅の人で新しい血が入ってきている。そういう点もやっぱり怖がってはいけないのだと思います。手近なところで済まそうという言い方はしたくありませんけれども、やはりそれは大局的に全国から見てどうなのかというようなことも考えて、ぜひそれは対応をいただきたいなというふうに思います。確かに遊佐町の待遇、それはある民間企業に比べれば給与水準は厳しいというのはひょっとしてあるかもしれません。だけれども、意気を感じて働きたいという人をいかに増やすかということだと思うのです。そこが回り道のようにも職員を安定して確保することに最終的にはつながるような気がしますので、ぜひ総合的に考えて向かっていただきたいというふうに申し上げて、私の質問を終わります。

議長（土門治明君） 池田副町長。

副町長（池田与四也君） ありがとうございます。ただ、最後のくだりでちょっと気になったのですが、手近なところで済まそうという考えは全くございません。よろしく申し上げます。お言葉にありました手近なところで済まそうということは考えておりませんので。

それから、1年で要項を変えてということになってしまいましたが、さきの質問で朝令暮改というお言葉がありました。できればそういうことは避けたいと思いつつ、住所要件をつけさせてもらった。これからはしっかりと腰を据えて、新しいことを始めようとしたとき特にそうなのですが、3年くらいは続けて、その実績等を検証しながらということは行政運営の鉄則でございますので、そのように努めていきたいと思っております。何といたっても有為な人材を第一にこの町から発掘すべく努めてまいりたいというのが今の姿勢でございます。

以上です。

議長（土門治明君） これにて5番、齋藤武議員の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時53分）

休

憩

議長（土門治明君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後1時）

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 日本共産党の佐藤光保です。質問に入ります。

まず1番目に、遊佐町沖洋上風力発電事業計画についてお尋ねします。町民の理解と合意を得るための情報公開は十分になされているかということでもあります。遊佐町沖洋上風力発電事業計画について、これまで洋上風力発電研究・検討会議、遊佐沿岸域検討部会、地区別説明会が開かれてきました。県ホームページに議事録が公開されているとはいうものの、県民、町民はホームページを見れない人がほとんどか、相当いらっしゃいます。したがって、町は広報紙、広報ゆざを持ち、しかも今までのように県や事業者による説明会の単なるお知らせにとどまることなく、洋上風力発電事業に対する町の姿勢を明らかにした上で町民にきちんと知らせ、理解と合意を得ることが必要であると考えます。もちろんこれから開かれる法定協議会も議事録を作成し、傍聴も認められる必要があります。

次に、町のメリットはどうかということでもあります。現実には電力会社をはじめとする大企業のもうけ優先で、エネルギー産業は牛耳られております。しかし、これからは地域住民無視の大規模開発ではない、住民参加、町民参加の地域を潤わせる再生可能エネルギーでなければならないというふうに考えます。人によっては東北全域が停電になっても遊佐町が洋上風力の電気を使えるようにできるかというようなことをメリットとして捉える場合もあろうかと思えます。

次に、洋上風力の規模と景観等への影響はどうかということでもあります。沈む夕日が見られなくなることにとどまらず、飛鳥航路からの眺望、さらには影鳥海がどのようになるのか、動画によるモニタージュで示されたいという町民の声があります。

次に、低周波、騒音等についてであります。2キロ離れるとそういったものはないなどという話もあるわけですが、1基1万キロワット以上のものが集中立地する条件を適用し、新たな指針となっているのでしょうか。以上、第1問でございます。

次、第2問、地域で守る子供の未来についてお尋ねします。長引くコロナ禍の下、子供たちが安心して教育を受けられるよう、小中学校で生理用品を無料で使えるようにできないかということでもあります。これは、今年の6月、新日本婦人の会山形県本部が町長へ要望書を提出いたしております。要望の内容は、長引くコロナ禍、子供たちが安心して教育を受けられるよう小中学校で生理用品を無料で使えるようにしてください。子供たちが安心して学校生活を過ごせるよう生理用品をトイレットペーパーのように学校のトイレに設置するようお願いいたします。経済的理由だけでなく、生理用品を買ってほしいと言えない子供もいます。また、短い休み時間の中、移動教室や着替えを行うなど子供たちの生活は忙しく、生理用品を教

室に取りに帰ることが難しい場合もあります。生理用品は、健康な生活を送るための必需品です。子供たちが不衛生な状態に置かれたり、経血で服や椅子を汚す不安を減らすために生理用品をトイレの個室に常備するようお願いします。

以上、壇上からの質問になります。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 私から4番、佐藤光保議員に答弁をさせていただきます。

まずは、第1点目の遊佐町洋上風力発電事業計画についての質問がありました。山形県が進める洋上風力発電導入推進の取組の背景には、再生可能エネルギーの主力電源化による地球温暖化対策とエネルギーの自給率の向上並びに県内産業の振興及び地域活性化を図る県のエネルギー戦略があり、豊かに賦存する自然エネルギーを活用した再生可能エネルギーの開発を促進、地域導入を進め、エネルギーの安定確保を目指すというエネルギー政策に基づくものと考えます。一方、遊佐町においても東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故の経緯を踏まえ、安全、安心なエネルギーの確保をすることを課題とし、エネルギーの地産地消による町づくりを基本理念とする遊佐町エネルギー基本計画を策定しており、再生可能エネルギーの導入を進める中で、地域に根差したエネルギーの活用を図っていくことは、環境自治体を標榜する遊佐町の責務であると認識をいたすものであります。こうした状況の下、庄内沖は恵まれた風況にあるなど、大きな可能性があることを前提に、県が管理をする一般海域における洋上風力発電の在り方に関わる地域の合意形成に向け、課題の抽出や対応策等の議論を行うとともに、関係者間の理解促進に資する調査研究を行うため、海域利用者や経済団体、関係行政機関などによる山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議が平成30年7月に設置されております。さらに、具体的な検討を行うための地域部会として、遊佐町の沿岸を対象にした遊佐沿岸域検討部会を同じく7月に設置され、これまで継続的に部会を開催してきたところであります。また、あわせて毎年町からの要望により、町内各地区ごとに山形県による事業説明会を開催しており、今後も継続し、説明会の開催を要望してまいります。

なお、洋上風力発電事業計画の環境アセスメントについては、昨年度、7月に4社3事業体、8月に2社1事業体、10月に3社3事業体、1月に2社1事業体の合計11社8事業体が、また今年に入り5月に1社1事業体が環境影響評価の手の4段階のうちの第1段階である計画段階環境配慮書の縦覧を実施済みであります。また、今月は1社1事業体が環境影響評価方法書の縦覧を予定しております。縦覧が開始されますと、山形県知事より町の意見が求められますので、町環境審議会へ諮問し、これに対する答申を受け、山形県知事へ町の意見書を提出することになります。これまで町は山形県へ、事業規模が大きいことから、騒音及び低周波の影響、環境への配慮、ハクチョウ等の鳥類への影響、サケ等海洋生物への負荷低減に向けて取り組むことなど、また風車の機種についてはコストによる選定ではなく、安全面に最大限配慮すること等の意見を提出いたしております。洋上風力発電事業については、今後もあらゆる機会を利用し、町民への説明会の開催を山形県や事業者に求めていきたいと考えておりますし、そこから上がってきた町民の疑問、不安が解消されるように山形県への意見に反映させていきたいと考えております。

2番目の質問でありました地域で守る子供の未来についてということで、小中学校での生理用品の無料で使えるようにできないかという質問でありました。今般、生理をタブー視せず、生理のある誰もが生理用品を入手できる状態にするという世界的な流れの中で、様々な問題が可視化されるようになり、日本も

例外ではなく、生理の平等化において問題視されるようになってきております。昨今の新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、経済的な困窮や家庭的な背景など、様々な事情により生理用品を用意することが難しい女性や女子児童生徒に対する支援が課題となっているところであります。いわゆる生理の貧困が社会問題になっている中で、支援を求める声が高まっており、国や自治体にも対策が迫られてきております。この問題は、やはり小中学校に限らず、社会全般の問題として検討していくことが必要であり、その中でも経済的な困窮や家庭的な事情等を考慮しながら対処していくことも大切であると考えております。他市町の事例を見ますと、福祉サイドで生理用品サポート事業として、先ほど申し上げた生理の貧困と考えられる市民及び市内の学校に通う児童生徒、学生に、希望する方に対して生理用品を無償で配布しているケースや、コロナ禍により経済的に困窮している町民及び児童生徒に対して生理用品を無償提供しているケースも見られます。今後、必要に応じては関係部局と連携しながら、学校での対応強化を図るよう進めることも必要であると捉えております。

さて、ご質問の生理用品をトイレの個室に常備するとのことですが、現在、遊佐町の小中学校では各学校の配当予算で購入した生理用品やメーカーからのサンプルを保健室に常備しております。これによって突然の場合や忘れてしまった女子児童生徒がいつでもすぐに利用できるよう対応しておりますが、今のところ、利用する児童生徒はそれほど多くない現状にあります。また、小中学校の現場においても女子児童生徒が様々な事情により困ったときにいつでも相談しやすい環境を大切にしていけることはもとより、学校以外の場においてもいつどんなときでも対応できるよう自己の管理を行うことの教育も必要であると考えております。したがって、現状を踏まえ、当面はこれまでと同様の対策として保健室に生理用品を常備し、必要な児童生徒への無償配布を行うこととし、児童生徒の抱える様々な現状の把握に努めながら、子供たちに寄り添った相談支援を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 今回この質問をするに当たり、私の知人がフォトモンタージュを作ってくれました。ちょっと作ってみたのだけれどもというふうにして作ってくれたのです。それで、それを示す予定でおったのですが、ちょっと精度の点でクレームが付きまして、示しません。ただ、私は考えるのですけれども、このフォトモンタージュというのは、精度の問題というのはあるかもしれませんが、完全なものはそもそもないのだろうというふうにして考えております。というのは、作るものが仮想のものだからです。仮想世界、仮想空間のものだからです。それで、精度の差はあったにしても、そういったものをこれはどうもというふうな形でクレームをつけるというのは、やはり人にそれを提供しようとした人間、今回で言えば私の知人なんか当たるわけですが、そういった人に不安を募らせることになると思います。それで、その不安というのは不信につながっていくというふうに心配します。そういうことがまず今回の質問の関係ではありました。それで、その人に私も急に出されないことになったものだから連絡したのですが、そしたら彼の言うことには、そんなことを言うぐらいなら町で役場で100万円くらい出して作ったらどうかと、相当立派なものができるぞというふうな言い方をされました。これに対する需要というか、見たいという声は本当に私の周りにも多くあります。

質問を続けます。洋上風力に係る町政座談会における町民の発言などを見ると、町民の理解醸成の不

十分さを痛感させられます。本当に考えようによっては四、五十万キロワットの発電所を洋上に造って、町はエネルギー基地かなんかになるのだろうかというふうな気もするわけです。そこでお尋ねします。現在でも町内は結構再生可能エネルギーがあると思うのですが、町全体で見たときにその需要量と、それから発電量、これはどのような状況になっているのかお尋ねします。特に、まだ稼働していないわけですが、近い将来として大規模なバイオマス発電というのも予定されています。答弁をお願いします。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

町の電力需要と再エネによる発電量の比較というようなご質問であったと思います。令和元年度に町のエネルギー基本計画の進捗点検、実施してございます。令和元年度に東北芸術工科大学の三浦先生のほうに進捗点検、お願いいたしました。そのときの間点検の結果でございますけれども、遊佐町における、令和元年度時点でございますけれども、町内の電力消費量につきましてはおよそ60ギガワットアワー、そして主な再生可能エネルギーによります施設によります発電量でございますけれども、推定でございます。風力発電が62ギガワットアワー、そして太陽光発電が53ギガワットアワー、合計115ギガワットアワーとなっている中間点検の結果報告をいただいております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 今の説明を伺っても、需要に対して既に風力だけでそれを若干上回っております。太陽光の分はまたさらにそれを、その分そっくり上回っているということになるかと思えます。エネルギーの地産地消、それから自給という言葉が出てくるわけですが、どうもそういった言葉と実態が何か合っていないという、そういう気がするわけです。ただ、そうは申しても、気候変動の対策のために、また脱原発のために風力発電など再生可能エネルギーの積極的導入は必須であるというふうに私も考えております。ただ、原発ゼロ、気候変動対応から再生可能エネルギーの重要性は理解するわけですが、それとこの遊佐町沖の洋上風力発電事業の是非は別であるというふうにして考えざるを得ません。

その問題点を少し述べてみたいと思います。まず、景観でございます。景観については、先ほどそういう飛鳥からの風景、ひいては影鳥海がどういうふうに映るのかというようなことで申し上げました。それ以外にも一変するだろうと、我々のイメージとは。そういったことを、この景観への影響が大きいと思えます。あと、次に言われるのが騒音なのですが、先ほども61万キロワットのものが例えば50個集まったら、そういうふうにして環境影響配慮書で2キロ離れたらもう実は問題ないというふうに言うけれども、物がそういう50も集まった場合のものそういう基準、仕様になっているのだろうか、あの評価書そのものは。そういう疑問があります。と申しますのも、最近私こういう経験をしました。ある人が、この間雨が続いたときですけれども、何か雨漏りの音がするみたいで、すごく気になってうちの中よく見てみたのだと。そしたら、よくよく考えて外も見てみたらパットの、くい打ちの音だったと。あの音が雨漏りで天井に打つ音に聞こえたのです、その方は。そういうふうにして、その聞き慣れない音、そういったものはやっぱり異常な音として認識されると、そういう場合があるかと思えます。例えば、だからこの風車の場合はあまりにも基数が多いものですから、規模が大きいものですから、きっとその環境配慮書等のあれで言っているそれ以上のものがあるのではないかと、あり得るのではないかとという心配をするわけです。あ

と、これからよく言われる湧水ですけれども、湧水については5キロメートル先までしか造らないというけれども、5キロメートル沖でもその影響を受ける可能性があるという指摘する人もいます。それから、あとはシャドーフリッカーというのがあります。これは、要するに影が点滅する、目が揺らぐというか、そういったことなのですが、影が大きいですから非常に、近くはもちろん、遠く離れていてもやっぱりちらつきとして感じるということがあろうかと思えます。その問題があります。それから、あとは内水面を含む漁業への影響が、これは環境影響評価書などにも出ていますけれども、こうと思って、たまに言われてそうかと思うのは稲作です。あれだけの例えば40万キロワット、50万キロワットのものを、その発熱のものを途中で造るということは、それだけのエネルギーというか、自然エネルギーをそこで止めるわけです。そうすると、普通に考えてそこから下にはそのエネルギーが届かない。風が少なくなると。そういうことで、稲作への影響を心配するという声も、これはそういう説明会なんかで出されます。あるかもしれせん、これは。やはり基本自体が変わるかもしれないということです。すると、稲作の場合が病害虫の問題もあります。病害虫といえば松くい虫。これについても同じようなことが心配されると思えます。こういったことがあります。あとは、本当に身近なレジャーに関するものとして、海水浴をはじめとする観光への影響。多分これができたら海水浴どころではないような気がするのです。多分そういう雰囲気ではないだろうというふうな心配をします。ですから、こういった問題点があると思うのですが、先ほども言ったとおり、原発ゼロの目標から再生可能エネルギーの活用には賛成するのです、私は。しかし、景観を含めた環境保全に関わる問題があまりにも大きいと。町政座談会でも町民の声がありました。そして、先ほどの町長の説明で県管理という言葉がありました。海です。県の所管。事業の決定権限が県、それから国であっても、影響、被害を受けるのはつまるところ町民なのです。このところ十分お分かりだと思っております。今回の一番最近の説明会がコロナ禍で延期になりました。それで、そういったこともあり町民の理解が進んでいないというふうに見受けませんが、情報公開は無論、動画等を活用した分かりやすい説明による、県民の理解を判断した上で町長が意見を表明するということが必要になってくるというふうに思います。手続上は、あくまでも町長の意見表明というのがポイントです。その果たす役割は極めて重大であろうというふうに思います。町長の仕事は住民福祉の向上です。ですから、その責任がとても重いと思うのですが、1つお尋ねしておかなければならないのは、以前コミュニティー新聞のインタビューに町長が答えておられますが、洋上風力の設置が町にとってリスクにならないかどうかは考える必要がある、リスクがあるならば一度立ち止まることも必要というふうに答えておられます。このリスクというのはどういった場合に想定されるかお聞かせいただければというふうに思います。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 遊佐町で私が就任してから2,000キロワットの風力発電、風車を隣は、景観基本条例に隣町ではノーと言いましたが、私の町では、私は地域の皆さんから町が協定書の立会いになってくれという当時の地域の区長さんたちからオーケーいただきまして、事業所と風力発電に関する協定書を結ばせていただきました。町としては、その当時、私が就任したときは風力発電に関する設置基準も持っていませんでした。ただ、新エネルギー導入ビジョンというすばらしいビジョンは打ち上げていたのですけれども、具体的にやっぱり設置基準はなかった町でありましたが、それらを整えてきました。そして、もう一つ私はやっぱり町民にリスクがあってはならないという、これは当然のことですから、リスク管理の協

定書をしっかり結びましょうと、そんな形で、今の発言でも以前にも話しておりますが、山形県に対しましてもやっぱり設置基準とリスク管理の協定書については県がしっかり進めるのであれば作ってもらわなければ困りますということを再三申し上げてきましたが、山形県でそれについてどうも整えるという方向で今進んでいるやに伺っています。それらは非常に町にとってはありがたいことでもありますし、それからCO₂排出をもっともっと減らすという形、カーボンゼロを標榜した場合、どうしてもこの地域というのは大変な雪国でありますし、過疎の町であります。除雪にも油を使わなければならない、そして子供たちはスクールバス、いわゆる軽油のディーゼルで子供たちを中学校に運ばなければならない、小学校もそうですけれども、そんな意味でいくと、また自家用車でサラリーマンとして隣町に働きに行くとき、同じ町内に勤めるときもやっぱりガソリンを消費するわけですから、電力のみならず、カーボンゼロという形でいくと、いわゆる油の使用をゼロにするなんてほとんど不可能に近い状態の中でのカーボンゼロ宣言というのは私はこれまで行ってきませんでした。町としてこれだけ、山形県で一番再生可能エネルギーの導入、風力、太陽光、非常に進んでいますけれども、実際新しい木質バイオマス発電所ができて初めて油代も含めてそれらがゼロに、クリアするぐらいの、まだそんな状態だと思っています。そんなかっこいいことだけ先取りするわけにはいかないわけですから、その前として、前提としてやっぱり町民へのリスクについてはしっかりと町がコントロールするべきであろうという発想には間違いありません。当然環境審議会を開催していろいろな意見いただいておりますが、今遊佐町の現状とすればそれらを細工することなく、そのまま県に課題としてこういう意見が出ておりますというふうに伝えるというのが、それは当然の責務だと思っています。それらをやっぱりしっかり重ねること、そして今第2段階の方法書という形が進んできます。方法書になったとき初めていわゆる発電計画なるものが出てくるものだと想定しております。何キロワットの風車を何基整えるということ。そこに来て計画が出れば、そこからフォトモンタージュ、どのエリアにという形が明確に取り組んでも決して遅くはないものだと私は思っています。フォトモンタージュとは言いませんが、コンピューターグラフィックス、CGという形で臂曲の岩石採取の裁判において、あの計画どおりに臂曲地区を掘削したら、岩石採取したらこのようなところまでコンピューターグラフィックスを使って具現化することは、裁判の資料としても町として作って使わせていただいております。それら等、計画出たからしっかりと整えるということはやぶさかではないと考えておりますし、メリットという形もありますけれども、私は遊佐ばかりのメリットでは大変心もとないなという形していますので、やっぱり酒田港の活用、そして地元の企業等がしっかりとやっぱり利益を分けていただけるような、そして漁業者等にもそれらが還元できるような地域でないとならば国家プロジェクトの事業が入っても、ただ大企業だけが利益を持って東京に戻ってしまうという形の事業では地域の活性化、経済の好循環には決してつながらないわけですから、これは酒田港を拠点としたやっぱりメンテナンス等の事業等もこれは酒田市さんと一緒に力を合わせながら要望していくということの視点を整えていかなければならないのかなと、このように考えております。ガイドラインといいますと、遊佐町では陸上風力に関するガイドラインについては町としてこのエリアという形で限定的に、海岸線を指定しておりますが、仰ぎ見る鳥海山の手前に風力発電の風車があるという景観についてはやっぱり町民はなかなかイエスと言わないであろうという形の中で、あえて鳥海山の山岳地域に近いところに風車を置く計画については、そのエリアは不適なエリアと、適のエリアではないという形で、設置基準のエリア設定の中で設定されておりました。ただ、

一般海域と私申しました山形県管理の海域ではありますけれども、最初のスタートのときから西遊佐地区のいわゆる海難救助エリアと吹浦地区の海岸エリアがありますから、水難救助の、それよりも吹浦のエリアには設置はご遠慮申し上げたいと、西遊佐地区のエリアをお願いしたいということを申し上げております。それは、観光の拠点であります吹浦のやっぱり漁港とかそんな形を考えたときに、海岸エリアとしてはやっぱり西遊佐エリアまでに月光川の北側からお願いしますよということを既に申し上げておりますので、それらについては県からもご了解いただいている現状だと、このように思っています。

以上であります。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 今のお話は、方法書の段階になって発電規模とか、そういったものが明らかになってきたらそういうモンタージュみたいなのも出てくるのではないかという町長のお話だったかと思えます。それでは遅いのです。とても周りの私の例えば知人とか聞いても、最初に会ったときからすぐモンタージュはどうしてする、何でそういうものが見れないのだという声も必ず言われます。ですから、もうそれまで延ばしたら、私はさっき質問で言いましたけれども、それは町民の不信につながります、そういうのは。と私は考えます。

それで、質問を続けますが、再生可能エネルギーというのは地域の財産ですから、その活用にあたっては住民本位に推進するルールを定めることが必要かと考えます。大まかに言っても景観を含めた環境保全に係る問題が大きいと思えるのですが、可能な限りその問題点を提示した上で事業を進めるべきではないかと考えます。これは、よくこういう環境影響評価書などに見受けられる言葉なのですが、出てくる、見られる文言なのですが、影響が少ない、影響がないという評価の論法には意味がありません。ここまでは予測できて、影響はこの程度予測される、この点については適切な予測、手法がなく不明だというように、町民全体に提示する、その上で事業の可否、変更を問う、そういう姿勢がむしろ開発するとすれば早期の開発につながるのではないかというふうにして考えます。事業者の説明なりなんなり見ていて思うことはいろいろあるわけですが、国及び事業者の顔ぶれ、それから推進姿勢というのは原発にそっくりなのです。これは、原発の例えばいろんな運動に携わった人は分かると思うのですが、そっくりです。事業者、それからやり方というか。そういった意味での抵抗もあるわけです。あと、人によっては札ビラでほった引っぱたかれている気がするところまで言う人もいます。各種生活基盤のうちでも重要な生命線を事業とする電力会社については、原発に関する反省から、特に徹底した情報公開がなされなければなりません。結論を出す過程も含めて明確な記録を残すことが必要です。実は今この再生可能エネルギーは国でも世界でも大変な問題となっております、9月1日に気候危機を打開する日本共産党の2030戦略というのをつくりました。それで、これはIPCCの報告に示された世界の科学的知見、国内の環境団体、専門家の研究と提言を踏まえ、党として半年間かけて練り上げたものであります。その主なところを申し上げたいのですが、党が掲げたこの計画は2030年度までに10年度比でCO₂を50から60%削減するということがあります。それで、特徴的なのは省エネ、再生可能エネルギーの大規模な推進で、脱炭素社会を実現する総合的な提言であるということです。国連気候変動に関する政府間パネル、IPCCは、50年までに温室効果ガスの排出量の実質ゼロを達成し、その後も大気中のCO₂を減らすことによって、21世紀までに世界の平均気温上昇を産業革命前と比べて1.44度に抑えることができるとして、各国に行動を求めています。日

本で30年度までに50から60%削減することは、エネルギー消費を4割減らし、再エネで電力の50%を賄えば可能なのです。さらに、50年に向けて、残されたガス、火力なども再エネに置き換えて実質ゼロを目指すという計画になります。先ほど申し上げた省エネが特色になっているというのは、省エネというのは企業にとってコスト削減のための投資なのです。家計にとっても負担が減るものなのです。そういうメリットがあります。日本は世界から大きく立ち遅れています。まともに取り組めばCO₂排出を大きく削減できます。再エネの潜在量は、政府の推計試算でも現在の国内電力量の5倍です。再エネによる電力を30年までに50%、50年までに100%にすることは十分可能です。これを進めるには社会システムの大改革が必要です。電力分野では、社会全体の省エネ化によって30年までに電力消費を20から30%削減する、30年に石炭、火力、原発の発電量をゼロにし、電力の50%を再エネで賄うことを目指します。再エネ普及の障害になっている乱開発を防ぐことも欠かせませんというふうになっています。日本のCO₂排出量は、電力、鉄鋼、セメント、石油精製など6つの業種に集中しています。約200の大規模事業所で60%を占めます。ここでの脱炭素化が決定的です。あと、交通政策、それから自治体の排出ゼロ推進政策も重要です。それで、このような取組は持続的成長を開く脱炭素の取組だということでもあります。脱炭素社会の実現は、生活水準の低下や経済の停滞をもたらすものではありません。新しい雇用を創出し、地域経済を活性化し、持続可能な成長に道を開く大きな可能性を持っています。コロナ危機で落ち込んだ経済を立て直す上でも、グリーンリカバリー、緑の復興が世界的な課題です。脱炭素社会に向けた社会のシステムの改革は、国民の暮らしと権利を守る公正な移行でなくてはなりません。人間らしく働ける雇用のルールの確立や貧困、格差の是正と一体に進めてこそ実現できます。大企業の目先の利益を最優先する新自由主義の政治からの転換が不可欠です。そういうふうにして、大まかに言ってこのような内容となっております。以上で第1問目を終わります。

2問目になりますが、2問目では私もいろいろとその要望について申し上げましたが、児童生徒に関わることで、教育委員会のほうから何か所感があればお願いしたいと思います。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えいたします。

ただいまのご質問に対しまして、教育委員会としての所見を申し上げたいと思います。先ほど町長答弁にもありましたとおり、現在、保健室に生理用品のほうを常備しており、必要な児童生徒に対応できるよう備えておりますけれども、各小学校、中学校での養護教諭の声から現状を見ますと、利用があっても各学校で月平均1人から2人、利用ゼロ人の学校もあるということを確認しております。また、加えて児童生徒にとりましては、学校現場以外の場ということで考えますとやはりいつどんなときでも対応できるように自分で管理することが大事であり、そのための教育のほうも必要であるというふうに考えております。子供にとりましては、ここが欠落して学校に幅広く敷居なく配布するというような対策を優先する問題ではないのかなというふうにも思われます。あわせて、同じく教育の視点から申し上げますと、女性だけの問題として捉えるのではなく、男性が理解することの教育もこれまで以上に充実していく必要があるというふうにも考えております。これが第一義で、学校の大事な役目として本質の部分、教育の力だというふうに思っておりますので、様々な事情の把握や悩みなどに寄り添いながら、相談、支援の充実を図っていききたいというふうに考えておるところでございます。

また、しかしながら一方で生理の貧困ということでございましたが、またこれは別に論点を整理する必要があらうかと思えます。町長答弁にもありましたように、このことは小中学校に限らず、社会全体の課題に係ることでございます。全国的には支援を求める声というのが社会現象となっていることも理解をしておるところでございます。山形県では、6月県議会のほうで、生理用品の無償提供の補正予算を踏まえて生理用品約1万3,000パックを支援拠点施設のほう、公共施設も含めて、そういった施設のほうで無償提供をはじめとするやまがた女性のつながり緊急サポート事業を実施するとしているようでございます。今後、町全体の現状に照らしつつ、必要に応じては関係所管、組織と連携を図りながら、こういった国、県の制定に乗って学校での対応、例えば学校での管理の仕方、配布の在り方、長期的な財源確保などといったことも検討は必要であらうというふうを考えておるところでございます。いずれにしましても、子供たちがいつでも困ったときに相談できる、相談に乗れる、そういった環境を大切にしていきたいというふう考えているところでございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） ありがとうございます。教育サイドというか、教育の観点からすればそのようなものだと思います。ただ、ここで言っているのは、私何度も言うとおりの、トイレットペーパーのようということが、ここがポイントなのです。そういうふうによろんな事情があるかと思えますので、そういった何にも断りなく普通に、もう何もそういったこだわりなく使えるようなものと、そういう仕組みづくりに、今はそうでもだんだん移っていくことを望みまして、お願いしまして私の質問は終わります。

議長（土門治明君） これにて4番、佐藤光保議員の一般質問を終わります。

1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） 新庁舎での初めての登壇ということであります。昨日、7番議員からうちのじいさんの話がありました。うちのじいさんも当時の庁舎の建設の検討をするというところに関わっていたというのは、私も恥ずかしながら初めて聞いた話でありました。私もこの新しい庁舎を建てるに当たっていろいろと検討する役をしてきたということからすると、やっぱり感慨深いなという気持ちであります。これから願わくば長らくこの庁舎が地域のために役立つことを願ってやみません。

それでは、質問のほうに移りたいと思いますが、その前に、相変わらず新型コロナウイルスの感染拡大というのが止まりません。一般質問におけるこのくだりというのは、ちょっと見ましたけれども、令和2年の3月定例会からずっとこのことを言っているなということでありました。これはなぜかという、社会における、やっぱりコロナウイルスというのは全てのことに関わっておりまして、日頃で言えば感染の状況に我々がある意味翻弄されながら生活しなければならない。社会における全てのことに関わっていると。その上で、それぞれがそれぞれの立場で今一生懸命に生活をしているのだということから、こういうことを言っております。そして、今後の施策ですとか事業においても、間違いなくこのコロナウイルスと切り離しては成り立ってはいかないというふうにも思うわけであります。

そこで、いよいよ本題に入っていくわけでありましてけれども、今回の定例会において何回かこういう言葉が出てきております。世の中のICT化が進んでおります。これ実は皆さんもご存じだと思いますけれ

ども、そもそも論として前から当然あった話であります。先ほど申し上げたコロナの蔓延がそこをぐうっと後押しをしたという面もあるというふうに思っております。いわゆるリモートで何かをする、リモートの活用というのがそのいい例だと思いますけれども、ふだんの生活にデジタルというものが徐々に普及をしてきております。日頃デジタルの恩恵を受けているもの、身近なところで言えば買物があると思います。ふだんからそういうこと、日頃から使っている人というのは改めてどうのこうの思ったりはしないのでしょうけれども、現金を持たなくても物が買えると、そういう時代に今なっています。皆さんもご存じだと思いますけれども、〇〇ペイなどの名称で主にスマートフォンを活用したいいわゆる電子決済、それが今急速に世の中に普及をしてしております。先ほどもICT化が進んだのはコロナの一因というような話をしましたが、電子決済についてもコロナ禍にあつての感染防止上、人との接触を避けるという一つの方法として普及が拡大した側面もあろうかと思えます。それだけでは当然なくて、各社顧客獲得のために、使うとお得になりますよというような様々な販促プラン、そういったもの、いわゆる営業的な活動も普及を後押ししている要因ではないかなというふうに思っています。先ほどからちょっと話も出ていますが、残念ながら8月いっぱい終了してしまいましたけれども、遊佐町キャッシュレス決済導入促進支援事業ということで電子決済の、8月で終了はしてしまいましたが、いわゆる電子決済の促進、普及というところでは十分に効果があつたのではというふうに思っております。これまでも地域の経済活性化を図るためにプレミアム商品券事業ですとかクーポン券の発行、米〜ちゃんスタンプカードへの支援など行っていたいておりますが、そういったものを電子化して、地域通貨という言葉で申し上げますが、地域通貨として活用するシステムというものがつくれないかなというふうに思うわけでありまして。これペイペイではございませんが、付加価値のつけ方によっては他の地域からの誘客も十分可能であると思えますし、ある自治体の例ではありますけれども、これは半分試験的な部分もあろうかと思えますけれども、イベント開催時の期間限定ではあります。独自の地域通貨を発行して、区域を絞って、ここで使ってくださいよということで独自の地域通貨を発行して、いわゆる飲食店ですとか、観光地ですとか、そういった加盟をしたところで使えますよというような取組をして活性化につなげた例もございます。今後、まだまだ先が見えないのですが、このコロナ禍が徐々に落ち着いてくれば、地域間の交流というのは間違いなく増えることが予想されるわけでありまして。それに伴って、これもやっぱり間違いのないと思うのですが、電子決済の需要というものも今後さらに増えてくるのが予想されます。いわゆる外貨を稼ぐということですか、これは当町においては以前から課題としてずっとあるものでありますので、さきの自治体の話ではないのですが、電子化による経済の活性化を図って、逆に外貨を獲得できるような町になればというふうに思うわけでありまして。これにつきまして町の考えを伺いまして、私の壇上からの質問といたします。よろしく願いします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、1番、本間知広議員に答弁をさせていただきます。

地域通貨の電子化によって外貨を大いに我が町に導入しようという質問と提案だと思って受け止めさせていただきます。ICT化の活用によるデジタル社会の推進と新型コロナウイルス感染防止対策の影響で、地域経済においても電子決済が急速に拡大しております。遊佐町キャッシュレス決済導入促進支援事業は、町内事業者がデジタル経済の進化に取り残されないよう、今回初めて実施いたしました。予想を大きく上

回る利用をいただき、電子決済の浸透を実感したところであります。また、庄内地方では、いち早く酒田市が、そして鶴岡市、庄内町が導入を進めておりましたので、それにやっとな遊佐町も追いついてきたかという形でいくと、庄内というエリアを商圏と例えるならば、ほぼ庄内がそういう商圏のエリアで、同じ歩みができるということが確認されたということ、大変心強く思っております。地域電子通貨については、地域限定の特性を生かしてプレミアム付き商品券や行政サービスの電子決済として活用することができますし、ICT化の時代にあつてはプレミアム付き商品券やクーポン券、スタンプカードの電子化の需要は今後ますます高くなることが予想されます。議員おっしゃるとおり、コロナ禍が落ち着けば交流人口の電子決済の増加が期待されることから、デジタル化の推進は地域経済にとっては非常に重要であると考えております。独自性の高い地域電子通貨については、自治体によって取組の仕方も様々で、過渡期にあると思っておりますが、町としてやっぱり商工業者、商工会と連携して、全国の自治体の例を参考に利便性、インシヤルコスト、ランニングコストを考慮し、遊佐に合った電子決済、通貨システムの導入を検討してまいりたいと考えております。それが町民の生活が豊かに、地域経済活性化につながるよう町内経済のデジタル化が進めばありがたいと思っております。

さて、実は交流都市であります豊島区において、昨年11月10日、イケ・サンパーク、サンシャインの隣の造幣局を改造して大規模な公園を造って、隣に要は子供たちが無料で遊べるいわゆる子供公園等も設置しております。そして、そこで無料の電子バスを走らせて、何とか人をそこに誘導しようという形で、ファーマーズマルシェについてぜひとも友好都市である遊佐町から参加をしてほしいという高野区長からの申入れがございました。去年の11月11日のことでございます。そのときに参加についての前提がございました。ペイペイで、電子マネーで決済することという形で、町でいえば実は昨年11月のファーマーズマルシェの参加については電子決済について参画をするということが決定をしておりました。その中で取り組んだわけですが、コロナ禍の中でなかなか大規模に進まれないと。だけれども、遊佐の野菜ですか、かなりネットで向こうに提供したときに、いわゆる今までも電子マネーによる決済で代金をいただいているという形になりますので、何もこのエリアではなくても、よそに出かけていっても遊佐のものを買ってもらえるということも含めて考えていければ、この地域経済もっと強くなるのではないかと、このように考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） もしコロナが蔓延していなければ、もう既にこのファーマーズマルシェに関しては出店をしていたのではないかとこのように思っております。せっかくの話でありますので、こればかりはいつという話にはならないのしょうけれども、早く豊島区へ行って何か売れるようなことになればいいなというふうに思います。豊島区だけではなくて、いろいろなやっぱりこれまでもあっちこっち行っているわけですから、そういったことが早くできるようになればいいなというふうに本当に思うわけでありませう。我が町で初めての電子決済の支援ということで、やはり時期的なものもあつたのかと思ひますけれども、予想を大きく上回る効果と電子決済の浸透を実感というような答弁でございました。先ほどもちょっと申し上げましたが、8月いっぱい終了いたしましたキャッシュレス決済導入促進支援事業ですが、非常に個人的に残念に思っております。ぜひこれ体制を整えて再度、本来あれば残っていた1か月分とい

いますか、残りのもう一か月分をぜひ実施をしていただければなというふうに思う次第ではありますが。

質問に戻りますけれども、ちょっとペイペイから離れて、いわゆる電子決済、電子化を進めるに当たって、やはり何かいいことがあるから電子化を進めるのだと、ここが便利になるのでここがよくなるのだよみたいな、いわゆる期待される効果といたしますか、そういったものについてどういうものを想定しておられるのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

議長（土門治明君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） お答えさせていただきます。

ただいま電子化によって期待される効果はどういったものがあるのかといったお尋ねでございました。こちらで考えます電子決済の普及で期待される効果といたしまして、プレミアム付き商品券を例に取らせていただきますと、こちらの発行であれば印刷費と販売、換金に係る人件費の削減、そういったものが効果としてあるのではないかと考えております。また、商品券を利用される方々にとりましては、商品券を販売所まで買いに行くための交通費ですとか労力の削減、行列等の密を防げるということ、こういったことからまた新型コロナ感染防止対策につながっていくといったようなメリットがあるかと思っております。一方、事業者さんにとりましては、デジタル化で売上げの管理ですとか利用動向の分析、そういったものが瞬時にしてできる、把握しやすくなるといったことがあろうかと思っております。また、釣銭、そういったものの準備が不要になりまして、現金管理の負担が軽減すると、紙幣と通貨の人と人の接触型のやり取り、こちらを回避することで新型コロナ感染防止にもつながるといふふうに思っております。また、加えまして新しい利用者層の開拓が見込めます。電子決済で町内外の利用者を広く取り込むことにつながるものと期待をされるということでございます。

以上です。

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） プレミアム商品券を例に取ってというお話でございましたが、自分も今話があったいわゆる換金、これプレミアム商品券をしている期間お使いに遣わされるわけであります。あなた、これ持って行ってくれということで換金に行かなければならない、そういったことがなくなるということでもあります。

ちょっと話戻りますけれども、主催者というか、やる側、これは主に自治体とか経済団体だと思うのですが、事務作業に係る人件費も含めた経費の削減ということ、そういったいわゆる今言った換金に行ったり何だりという、そういう手間がなくなるのだということでもあります。あと、利用者も同じく商品券を買いに行かなくてもいいということ。会場設定をしたりですとか、時間を設定したりですとか、そこに行つて買物や商品券で買ってくださいというようなことがなくなると、そういう手間、あと先ほど来出ていますが、そうしたことをやることによってコロナ対策の一翼にもなるということで、事業者にしてみれば本当にデータの分析というのは大事なことでありますので、そういったことが可能になったり、あとこれ一番大きいと思っておりますけれども、釣銭であります。これは毎度現場的には、基本的には釣銭は出ませんよと言いながらも、時々によってはお客との間で不穏な空気に包まれる場面が多々現場ではある話でありますので、この釣銭の心配をすることがないと、要は1円単位で、電子決済ですので、金額を入れてもしできるようになればそうした煩わしさというのがなくなるということは、要はお客さんにしてみても例えば

500円券であれば500円以上の買物をしなくてもそれが使えるのだと、そのまま現金と同じように使えるということは、これはかなり画期的だなということで話を聞いておりましたけれども、そこで質問に戻りますが、先ほどの町長答弁の中でもプレミアの商品券や行政サービスとしての活用という話がありましたが、これいわゆるプレミアム商品券については何となくイメージできるのですけれども、行政サービスというところ、この辺のより具体的な地域通貨としてのその活用のイメージというものがあればちょっとお伺いしたいと思います。

議長（土門治明君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） お答えいたします。

活用の具体的なイメージがあればというご質問でございました。先ほどのプレミアム付き商品券のお話等も出ささせていただきましたけれども、こちらに関しましては地域通貨によるまず電子化というところ、あと行政サービスの部分につきましては公共料金の電子決済ですとか、公共事業に参画した町民の皆様へポイント付与、そういったものをできないかということでイメージをしております。

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） 町でやることに対して何かをしてもらうということ、参画をした町民へのポイントの付与という答弁でございましたが、これはもう少し詳しく言うとうどういことになりますか。

議長（土門治明君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） 公共事業に参加されました町民の方々へのポイント付与の具体的なイメージということでございますけれども、端的に申せば今回実施させていただきましたペイペイのように電子通貨ポイントの付与、そういったものができないかということでイメージをしております。

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） それで、付与をされたポイントというお話でございましたが、これは例えばそういう事業があって、そこに賛同するお店、いわゆる加盟店、そのポイントというのは加盟店方式といえますか、そういった形で募って加盟したお店でそのポイントが使えますよというようなイメージでのポイントの使用ということでよろしいのでしょうか。

議長（土門治明君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） 今のお話いただきましたとおり、地域電子通貨、決済可能な登録、加盟をいただいた町内事業者さんのところで使うということをイメージしております。

以上です。

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） いわゆる公共事業と、今から細々した事業についてどうのこうの言えるような状況ではないのでしょうかけれども、公共事業かなりストライクゾーンが広いと思いますので、そこら辺いわゆる協力、参画、参加していただいた方に対してポイントを付与していくというようなイメージだと思います。これが今後どういう形で事業として行っていくのかということが大事になってくるのかなというふうに思います。これかなり日常的なというか、公共事業といいますと年間通してちょこちょこ何かしらあるのかなというイメージでおりますので、そういった意味からしてもかなり日頃からの活用といえますか、事業の展開といえますか、そういったことも考えていかなければいけないのかなというふうなふうにちょっと思

ったりもいたしました。ぜひとも前向きに取り組んでいただければというふうに思うところでございます。よろしく願いいたします。

それで、そういった今の話、やり取りのことが仮にできるようになりましたよということで、今度はいわゆる他地域、町だけではなくて、システムの適性上、性格上少し範囲を広げて同じようなことをやってみようかというような話になるのかなというふうに思うわけですが、電子化による可能性の一つとしては他地域とのいわゆる連携、これも可能性としてあるのかなと思いますけれども、例えばこれについては端的に取り組む可能性というのはあるのかどうかということをちょっとイメージとしてお聞きをしたいなというふうに思います。

議長（土門治明君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） お答えいたします。

他地域との連携はということでお尋ねかと思われます。こちらで今のところ考えておりますのが、電子化によります他地域との連携、こういったものに関しましては、近接かつ広域であればあるほど効果は高いのではないかとこのように考えておるところです。こちらはまだ実現できるかどうか分からない中でのお話になりますけれども、例えばということになります、例えば鳥海山・飛島ジオパーク圏内、3市1町の枠組みでの取組もいろいろしているわけですが、そういった県内で共通の地域通貨を運用するのですとか、連携する自治体の広域事業と結びつけば持続可能な運用にもつながっていくものと思っております。

以上です。

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） 思っていたお話と大分違って、かなり前向きな話でございましたので、びっくりしました。実際にまだ当町でもこういうことについては全く取り組んでおられませんし、ましてや他地域との連携となればいわゆるお互いの予算も含めた兼ね合いですとか、お互いの決済のシステムの問題ですとか、やるに当たっては結構ハードルが高いのではないのかなという気持ちを持ちながらのちょっと質問でございましたが、かなり前向きでびっくりをいたしました。そのときには本当にぜひ前向きに取り組んでいただいて、地域がよくなるようにやっていただきたいなというふうに思うわけですが。

ちょっと戻ります。町長答弁に戻りますけれども、地域活性化につながる町内経済のデジタル化ということでございました。前文にもあるとおり、やるとなればいわゆるコスト、そういったことの兼ね合いも当然出てきます。ふだん地域で流通を今もしているポイントや、スタンプもありますけれども、これら電子化をして、自分としては日頃から電子決済で買物ができる町になればいいのかななんてちょっと思ったりもしているわけですが、この辺についていわゆる日頃からこういうふうになればいいなと、自分が思っているようなことになればいいなということに対する町としての所見があればちょっと伺いたいと思います。

議長（土門治明君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） お答えいたします。

今後の取組の方向性ということになるかと思えます。まずもって、今回ペイペイ還元キャンペーン、こちらをやらせていただいたわけですが、これから事業検証をしっかりと行わなければいけないな

というふうには思っておりますが、その検証を行った上で、町内で買物をしたときのポイントですとか、これまでも行っているスタンプの付与とか、そういったもの、経済活性化事業の電子化、そちらについて検討を進めていきたいというふうに思っております。

町内経済のデジタル化につきましては、町単独の地域通貨にとどまらず、今回のペイペイ、そういったものの全国的な電子通貨との併用ですとか、マイナンバーカードとの連携、あと国のほうからも示されておりますが、全国共通のQRコードの導入、そういった部分など、いろいろな複合的な取組が求められてきているというふうに認識しております。私自身もそうですけれども、日々の生活の中、電子決済が当たり前の光景になるような町を目標にしながら、今後も町内経済のデジタル化を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） これまた前向きな答弁でございます。本当にこれ世の中の変化のスピードと、この速さは本当想像を超えておまして、やっと覚えたかなと思うとまた新しいのが出てくるのです。これのやっぱりこれから繰り返しになっていくと思います。特に情報の電子化ということについては本当に速くて、もうついていくのがやっとなんかという感じで、私に限らず大半の人はそうではないかなというふうに思うわけですが、今後は買物に限らず本当にいろんなものがデジタル化をしていくと思います。そのデジタル化になるというのは、いわゆる世の中が便利になるというふうに言われております。個人的には今でももう十分便利ではないかなと思ったりもするのですが、この流れというのはやはり止まらないです。もうどんどん、どんどんやっぱり技術が進化をしていく。この流れというのはもう止まらないと思います。時代に取り残されなくてよく言えますけれども、止まってしまえばやっぱり取り残されていってしまいますので、そうはならないように頑張っていかなければならない。

ちょっと先ほど来のお話になりますが、ペイペイですけれども、ペイペイで買物するというところで使い方を一生懸命学んで、売る側も一生懸命学んで、お互いの立場でお客さんに粗相がないようにですとか、周りのお客に迷惑がかからないようにスピーディーにやらなければいけないとか、そういった気持ちがお互いに働きながら、やっぱり時代についていくために本当に頑張っている方もいらっしゃるわけでありまして。そうした流れをやはり、キャッシュレスは悪いことではないと私自身思っておりますので、そこにひもづけされるものによっては賛否出てくるとは思いますけれども、純粋に世の中がそういう流れでいくということについては、あくまでもそういうことに限って言えば悪いことではないという話でありますので、町としてそうした方向性でいくということであれば、これは前向きにぜひ取り組んでいただきたい話だなというふうに感じるわけでございます。そこら辺でちょっと町長からご所見があればいただいて、ちょっと時間ありますけれども、私の質問は終わりたいと思います。

以上です。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） コロナウイルス感染症が拡大し始めた昨年の3月の時点において、私は当時、町の基金が自分が町長就任する前3億300万円だったのが12億4,000万円ぐらい持っていたわけですから、当時の副町長に、いや、財政運営を頑張ってくれてよかった、これは町としていよいよ町民を生かすために

はその中からやっぱり、基金からでも財政出動をしなければならないという思いで1億円を想定した財政支出を想定しておりましたが、国の臨時交付金等が入ったことにより、その全額、1億円の支出は令和2年度では出さなくても、国から助けていただいとという経過があります。今議会でも財政が許せばという形の発言があるわけですがけれども、去年はプレミアム40%、2回やらせていただいたわけですがけれども、町民への平等性、公平性でいけばなかなか電子決済、スマートフォン等をお持ちでない方等のことも考えれば、福祉施策の一つとしてまず何ができるか等も想定をしなければならないものだと思っていますし、産業、経済の活性化についてははいよいよこれから観光業とかが、宿泊業は本当どうもきつい。去年の春先の緊急事態宣言で一斉に動きを止めた。だけれども、今回のまた何回かの延長によって、本当に観光業については見直しをしなければならないような状態がすぐそこまで来ている状況かなと考えられますので、国の財源、国会早く開いて、そういう手当でもお願いしたわけですがけれども、それが間に合わないようなときは町の一般財源も含めて出動を考えていかなければならないと、このように考えています。

以上であります。

議長（土門治明君） これにて1番、本間知広議員の一般質問を終わります。

3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 私が最初に一般質問を実施させていただいたのは、2年前の第532回定例会でありました。おかげさまで、今回も町産材を使った木の香薫るこの新庁舎において、文明の利器でありますアイパッドを携え、一般質問の席に立つことができました。おかげさまという言葉には、自分以外のもろもろの事情によって自分に幸せをいただいているということが含まれているとのことです。町民の皆様、町長をはじめ執行部の皆々様、さらに森羅万象に感謝をするものであります。

さて、2年前を振り返ってみます。当日、昼のニュースは台風15号の被害で、千葉県を主に約44万世帯が停電中とのことでした。その年の10月には、過去最強クラスの台風19号により、千曲川や阿武隈川などの河川氾濫や土砂災害などが相次ぎ、九州地方から東北地方にかけての広い範囲で少なくとも死者66名、行方不明者13名、重軽傷者398名の人的被害が発生したと、10月19日時点の総務省、消防庁の調べで発表されておりました。さらに、令和2年7月豪雨では福岡、熊本、鹿児島県内で被害があり、また9月発生の台風10号による大停電被害、九州管内で47万5,000戸近くのお宅で被害が発生しておりました。本年は、九州、青森で集中豪雨、熱海で集中豪雨による土砂災害など、甚大な自然災害が報道されております。以前は天災は忘れた頃にやってくると言われていましたが、最近は毎年やってきております。世界に目を向けますと、中国では1,000年に1度の洪水、ドイツ、ベルギーでも洪水、トルコ、ギリシャ、アメリカでは山火事等々と、地球上の至る場所で悲惨な報道がなされております。これらの自然災害にも関連する事項の一般質問を実施させていただきます。

1、地球温暖化現象下における行動指針についてであります。気象変動に関する政府間パネル、IPCC、これは1988年に世界気象機関と国連環境計画により設立された組織で、現在、参加国は195か国、その各国の政府から推薦された科学者が参加し、地球温暖化に関する科学的、技術的、社会経済的な評価を行い、報告書にまとめて報告をしております。その第6次評価報告書で、「気候の現状は、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において広範囲かつ急速な変化が現れている。継続する地球温暖化は、世界全体の水循環をその変動性、世界的な

季節風に伴う降水量、降水及び乾燥現象の厳しさを含め、さらに強めると予測される」との報告であります。これを受けて、現在、町で執行中の環境自治体づくり、L A S—Eの現状と今後の予測についてお伺いいたします。

L A S—Eでは、町民主導による政策実行とありますが、その実情についてお伺いいたします。

次に、炭素クレジットに関し、どのような見解をお持ちかお伺いいたします。

さらに、項目2番として、緊急時通報システム事業についてお伺いいたします。独り暮らしの高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るために高齢者等に緊急通報機器を貸与し、酒田地区消防組合、民間の緊急通報受信センター、民生委員、近隣住民及びボランティア等の協力を得て、当該高齢者等の居宅での生活の継続を支援することを目的とした施策と明記されております。2021遊佐町の統計によりますと、現在、65歳以上の独り暮らしの方は810人、老人夫婦のみの世帯は609世帯となっております。今後も対象者が増え続けると思われませんが、現在、どのような機種、どのような機能を持ったものを何台保有し、何人に貸与中かお伺いいたします。

さらに、現時点までの運用実績についてもお伺いします。

機器の町負担分の設置費用と今後の事業見通し等、もし改善予定がございましたらそれらをお伺いいたします。

以上、ご答弁をよろしくお願ひいたします。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） それでは、3番、佐藤俊太郎議員に答弁をさせていただきます。

まずは、地球温暖化現象下における行動指針という質問でありました。地球温暖化防止に関する国際的な対策としては、1992年、平成4年に国連気候変動枠組条約が採択され、世界中の多くの国々が署名を行い、1994年、平成6年に条約が発効しております。これを受けて、締結国会議が第1回のドイツ、ベルリンのC O P 1から始まり、2015年、平成27年にC O P 21、パリ協定が採択されております。パリ協定は、1997年、平成9年にC O P 3において採択された京都議定書に代わり、2020年以降の温室効果ガス排出削減のための新たな国際枠組みであり、歴史上初めて全ての国が参加する公平な合意となっております。途中でアメリカ・トランプ大統領によるパリ協定のアメリカの離脱は世界をあっと言わせた記憶がございます。このパリ協定では、世界共有の長期目標として、産業革命前からの地球平均気温上昇を2度未満に抑えると目標設定し、1.5度Cに抑える努力を追求することに言及しております。

さて、日本では、地球温暖化対策の推進に関する法律が1998年、平成10年10月に公布され、1999年、平成11年4月に施行されております。その後、2018年、平成30年6月13日には地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が施行され、2020年10月に内閣総理大臣が2050年にカーボンニュートラルを宣言されたことを背景とし、2021年、令和3年3月2日に地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（案）が閣議決定されました。さらに、令和3年4月22日に菅内閣総理大臣が政府の地球温暖化対策推進本部の会議の中期目標として、2030年度に2013年度比の温室効果ガス排出削減量を平成27年7月17日同会議決定の26%から46%を目指すことを表明されました。

このように、地球温暖化防止のための温室効果ガスの排出削減の数値目標は、これまでも目まぐるしく変わってきた経緯があります。2050年カーボンニュートラルが長期計画の最終目標とするならば、我が町

においては、計画期間が10年ごとの長期計画である遊佐町環境基本計画と計画期間が5年の短期計画であるエコアクションプラン、さらには町自ら環境負荷の低減に向け率先して取り組む行動指針でありますL A S—E等をふだんから意識し、実践していくことが大切であると考えております。

なお、我が町でも環境自治体会議ゆざ会議なるものが既に開催されておりますが、環境自治体会議自体としては2020年、去年の6月26日、解散されております。その直後に持続可能な地域創造ネットワークが設立され、今年の通常総会を6月21日月曜日、開催されております。我が町も環境自治体に継続して参加をしている現状にあるということをご議員の皆様方にお伝えをしたいと思います。

さて、2番目の質問でありました緊急時通報システム事業につきましては、町が独り暮らしの高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報機器を貸与し、酒田地区広域行政組合消防本部、民間の緊急通報受信センター、民生児童委員、近隣住民及びボランティア等の協力を得て、居宅での生活の継続を支援することを目的としております。この事業の利用対象者は、町内に住所を有する者のうち慢性的な疾患を有し、身体虚弱のため緊急事態に機敏に行動することが困難な、そして突発的に生命に危険な状況の発生する持病を有する者など、日常生活を営む上で本事業の利用が必要と認められる者で、おおむね65歳以上のみの世帯、身体障がい者のみの世帯に対して支援をしております。現在、このシステムを利用している方は15名いらっしゃいます。固定電話回線を利用したシステムとなっており、利用者には電話機に備え付ける機器とペンダントタイプの送信機、火災センサーを貸与しております。システムの利用を希望する場合、申請者の親族、地域包括支援センターの職員、民生児童委員及び指定居宅介護支援事業所の指定を受けた事業所の介護支援相談員を通じて町に申し込んでいただいております。町は、申請を受理した後、緊急通報受信センターである警備保障に依頼し、自宅に機器を設置していただいております。緊急通報受信センターでは、利用者からの緊急通報や定時連絡が途絶えた場合など、状況に応じ協力者へ状況確認をお願いしたり、警備員が直接訪問して確認し、必要であれば救急に連絡するなど対応をいただいております。システムの設置、保守の費用は町で負担しており、緊急通報受信センターに1世帯当たり月額1,980円の委託料をお支払いしております。固定電話回線を利用する都合上、月額通信代が100円程度発生しますが、この通信費は利用者負担となっております。現在、システムの利用は月数件あるかないかで、そのほとんどがペットによる誤報、停電復旧であり、大きな事案の発生はありません。協力員の皆さんの出勤も年間数件程度となっております。このシステムは固定電話回線を利用しているため、電話回線を契約していない世帯には設置できないことが課題の一つとして挙げられております。最近では携帯電話の普及により、固定電話を設置しない世帯も多くなってきております。そうしたケースに対してどこまで対応できるかが課題となっております。しかし、機械に頼るのも限界はありますので、親族や近隣住民の皆様、そして民生児童委員や包括支援センター等、関係機関が連携して地域ぐるみで見守っていく体制をつくっていくことがより重要であると考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員の質問を保留し、午後3時10分まで休憩いたします。

（午後2時53分）

休

憩

議長（土門治明君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後3時10分）

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 先ほどはるるご説明ありがとうございました。LAS-Eということで質問をいたしました。私今持っているのは令和2年4月に遊佐町環境マネジメント推進本部が作成、ホームページ上に出しているものでございます。このLAS-Eとは何かということで、先ほど町長にご答弁いただいたのですが、LAS-Eという横文字というか、アルファベットではなかなか理解をしにくい。私にとっては若干理解しにくくて、自分なりにかみ砕いたとは言いながら、その環境負荷軽減の取組を第一義的に公的機関から始め、さらには民間に広めるという理解をしておりますが、この理解でよろしいでしょうか。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

LAS-Eの現状と予測についてということで壇上からのご質問いただきましたので、ご答弁させていただきたいと思っております。LAS-Eといいますのは、ちょっと難しいようで、ローカル・オーソリティー・スタンダード・エンバイロメントということで、ちょっと私もよく分かりませんが、そのような頭文字を取ったLAS-Eということだそうでございます。遊佐町では、LAS-Eということで、民間企業におきます国際基準ISO14001に代わるものとしまして、平成19年度より導入してございます。LAS-E監査の大きな特徴としましては、監査委員を町民から担っていただくという部分がございます。また、監査を通じまして環境配慮行動の輪を民間企業や、そして最終的には町民にも広げていきたいと思いますという目的がございます。LAS-Eの現状と予測についてということでございました。LAS-E監査につきましては、その自治体が環境に配慮した自治体であることを評価するためにステージごとに取組目標を設けまして、その達成度を見ながら徐々にレベルアップしていけるような仕組みとなっております。ステージにつきましては4段階構成されております。目標の段階につきましては、ベーシックステージ、入りの部分になりますけれども、この部分につきましては目標に掲げる施策、事業の実施、点検、見直しの作業が入りの部分になってきます。次に、第1ステージということで、町内事務活動におきます配慮の実施、そして次に第2ステージということで、地域全体の環境施策の実施や事業活動における環境配慮、そして最後の第3ステージにつきましては、町民や事業者がパートナーシップ組織により環境保全や創造活動の実施という形になってございます。遊佐町は、現在、第2ステージの習熟を目標として設定してございます。現在、遊佐町では、第1ステージの町内における環境配慮活動については一定以上の水準に達していると実感してございますけれども、第2ステージ以降の町外となる地域への働きかけにつきましてはまだまだ部分的な達成にとどまっている状況にあるのかなというふうに感じてございます。この状況につきましては、LAS-E監査の実施方法にも課題があるのかなと、こう考えてございまして、実際には事業活動において様々な環境配慮活動を実施しているにもかかわらず、うまく拾い上げることもできていない部分もあるのかなというふうに思っております。現在、町民監査委員とも協議しつつ、実施方法について抜本的な見直し検討をしていく必要があるのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） ありがとうございます。平成19年からこの施策を実行しているという報告でございますが、平成19年度からやって、残念ながらこの今現状ということだとかなり改善の余地があるのではと思っております。なぜかといいますと、町ホームページに載っております令和元年度L A S—E独自目標達成状況、これグラフでございます。水道料の年間累計量、これを見ますと平成27年度を基準として、一番最初に役場庁舎ということでグラフ出てございます。平成27年の基準から下には行っておりません。令和元年度にいきますと、平成27年度の200%という数値になってございます。こういうことを見れば、残念ながら改善の余地が多々あるのではないかと思います。さらに、ごみ排出量の年度別推移というグラフも同じく出ております。これは、役場庁舎内の各課のごみの排出ということを理解しておりますが、これはまちまちです。それこそ残念ながら平成27年度基準を一度もクリアしていない課もあります。ですから、何が私ここで言いたいかという、目標は設定をされているのですけれども、これに対応する人たちにこの施策が行き届いていないのではないかとことを思っております。やはりこれをグラフとして出したからには前年度をクリアするという目標を持って対応しなければただの、残念ながらちょっと言葉きついかもしれないですけれども、絵に描いた餅的なことになってしまうのではないかと考えてございます。それで、町の担当というか、職員は町内の町民の数と比べたら微々たるものだと思います。やはりCO₂削減のためにやらなければならないというのは町でも、町民でも多分同じだと思います。町では、啓発活動、今私エコすまいる通信、広報の8月号に折り込みで配布されたやつを所持しております。やはり今地球上の、我々が生活をしているがために先ほど来申し上げました異常気象の被害が発生をしているというのはもう明確に決定づけられておりますので、それをいかにとどめるか。エコすまいる通信では、いろいろな方策が書かれてあります。非常にいいことだと思います。1人1日1キログラム削減を目安にみんなで取り組みましょう。早寝早起き。家族団らん。早寝早起きは、学校教育のほうでもうたわれていることとございます。これは承知しております。節電アクション。もういっぱいいいことが書いてあります。しかし、これが実際の生活でなされているか、これがやはり問題ではないかと考えてございます。エコすまいる通信の上段のほうに町民省エネ節電所という文言が記載されております。この文言は、私以前から承知しておりますけれども、どこで聞いたかと申しますと、以前私環境推進委員をやっておりました。そのときの課長は現在の副町長です。担当は教育課長でございます。今はコロナ禍で視察とか研修は無理と承知しておりますが、私が環境推進委員のときにはそれこそ庄内ウィンドファーム、立川にある風車、これの視察に行きまして、そこで町民省エネ節電所なる言葉を知った次第です。さらには、先進地視察として長井のレインボープランという、生ごみを地域でごみとしてではなく資源化するというやつも視察して、ああ、すごいな、でも当時は当町にはちょっと合わないのかなということも思っていました。今考えればやはり先見的取組であろうということを今現在は思っております。ごみの資源化ということで申し上げれば、当町は酒田市と庄内町で組合をつくって、生ごみに関しては焼却処分をしているわけですが、OECDの加盟国で生ごみを焼却しているという国は日本が第1位で、生ごみを、この数値が正しいかどうかちょっと私確信は持てませんが、私がインターネット上で調べたものですが、焼却が79.4%、リサイクルが19.6%、その他埋立てが1%。つまり焼却をしているのはOECDの国の中では多くない、

少ないにもかかわらず日本は、諸般の事情があるのでしょうかけれども、焼却処分しているがためにCO₂をかなり排出しているという結果に結びつくのであろうかと思うのです。さらには、遊佐町の家庭系ごみ排出の状況、遊佐町676グラム、庄内平均759、山形平均649、県内35市町村中27位です。内陸と比較するとまだまだ努力が必要ですが、これからもごみの再資源化に取り組んで、ごみの削減に努めましょうという遊佐の啓発文書でございます。これらをやはり町民の一人一人が自覚した上で実行すれば、600グラム程度には多分すぐなるのではないかとは思いますが、現状は676グラムでございます。それで、私が2年前に第1回目でご質問したのもやはりごみの関係でございます。そのときからの目標は多分同じです。ということは、2年前から残念ながら発展していないのではないかということをおもうわけです。ごみの処理について、先ほど教育課長にお話を振りましたので、ちょっとお尋ねしますが、小中学校で給食でございます。この給食が、多分完食する子供もいれば残す子供もいると思います。その残されたものはどのような処理の方法を、さらには小中学校において環境負荷軽減の国家的取組など、教育上の問題として何か実践していることがあったらお聞かせ願えればありがたいと思います。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えをいたします。

まず、1つ目のご質問の学校での給食残の処理方法ということになるかと思いますが、給食で使う残滓は生ごみ処理器を利用しております。この残滓量について計量はしておりませんが、乾燥することによってかなりのごみの減量化に貢献していることとなります。ただ、今のところ処理、分解後は燃えるごみとして処分しております。処理器の性能にもよるかと思いますが、堆肥化に向けた取組という視点では、その後の利活用の方法なども含めて可能性を探っていきたいというふうにも今考えているところでございます。

なお、先ほどご質問のところでも触れましたけれども、子供たちの給食の食べ残しについてでございますが、おいしい給食を子供たち一人一人に寄り添った量に配慮しておることもありまして、食べ残しは実はほとんどないと言ってくらい食品ロスを防いでいるという現状でございます。また、給食で使う廃食油のほうも回収をしております、いわゆる廃食油のリサイクル化でございますけれども、長年にわたって進めてきておりまして、これには2つの方法を用いて、1つはJA石けん研究会のほうへ年間1,000リットル以内の範囲で、廃棄物ではなく有価物として年に二、三回提供して、粉石けん、固形石けんを12月に各校へ配布いただいております。この範囲以外は業者、事業者と有価物として売払いの契約をしております。2年度の実績では、約102缶、2,000リットルの実績で有価物として売払いをしております。

また、ちょっと観点が変わりますが、給食に関係してですが、平成24年度からCO₂削減、地球温暖化防止対策として取り組んでいる緑のカーテンプロジェクト、これについて情報提供をいたします。小学校、特に藤崎小学校でございますけれども、例えばゴーヤの苗は委員会の児童が植えて、そして朝収穫できたゴーヤは調理師が調理して児童に提供していると。メニューは様々で、ゴーヤのケーキ、ゴーヤのつくだ煮、かき揚げ、天ぷら、みそ汁など、様々なメニューにゴーヤを使用して、誰一人残さず食べていると。これ親御さんのほうから喜びの声として届いておるところでございます。余すことなく給食の食材に生かしております、学校生活の中でできる環境負荷軽減行動を実践しているということになります。

全部関連するのですが、2つ目としましても具体的な取組実践についてということでございましたけれ

ども、廃棄物に特化するならば、遊佐町教育委員会で発刊している副読本に3、4年生で習う3R運動について学んでおりますし、一人一人の子供たちにおいてはいろいろな教科の領域と関わりを持ちながら、幅広く環境について学習をしております。そして子供たちはその体験、いわゆる実践を通して深く学んでいるということでございます。やはりここが重要ということでございます。廃棄物に限らず環境保全、いわゆる環境負荷軽減につながる行動としまして特徴的なところで言いますと、まず町で行っているエコチャレンジの取組を全学校で毎年実施をしております。また、このほか環境に関わる実践では、遊佐中学校の海岸清掃、吹浦小学校の親子行事でのキャンプ場、十六羅漢周辺の清掃活動、あと藤崎小学校の西通り側のごみ拾いや遊佐小学校の八ツ面川の生き物調べを通じた環境保全、高瀬小学校の西山の下草刈りなど、様々な実践をずっと継続しております。特に地域の方々と町と連携したクロマツ保全の活動は、後世に残していかなければならない大切な取組であります。こういったふうに、やはり先ほどご質問の趣旨にもありましたけれども、実際の生活の中でこういった環境に関わる学習を通して自ら考え行動する、ひいては課題を解決する力を育てていきたいというふうに学校のほうでも考えているところでございます。所見なども申し上げさせていただきました。

以上でございます。

議長（土門治明君） 島中地域生活課長。

地域生活課長（島中良一君） 先ほど議員のほうから児童生徒への環境教育のことでご質問いただきました。地域生活課の中でもこのような取組しておりますので、ご答弁させていただきます。

地域生活課では、子供たちの自主的な環境配慮行動の定着と、そして各学校によります積極的な環境教育の導入を期待いたしまして、先ほど教育課長もありましたけれども、小中学校のエコチャレンジ事業を実施してございます。この事業の内容につきましてでございますけれども、小中学校におきます子供たちの環境配慮活動、そして学校における環境教育のカリキュラムへの積極的な導入を推進するため、その取組に応じまして地域生活課の中で達成度合いに応じまして報奨金交付する事業でございます。この事業は、もともと平成22年度より各小中学校におきます節電、節水を目標に始めた事業でございます。当初は節電、節水の目標の達成のみを評価項目としてございましたけれども、現在はそれにこだわることなく、子供たちの自主的な環境への取組を柔軟に評価する形に変えてございます。この事業で報告をいただいた取組の事例でございますけれども、エコキャップの回収、教室の消灯確認、先ほどもお話ありましたけれども、緑のカーテンの栽培といったものからエコポスターの作成、エコアイデア、省エネの川柳といった町の環境事業への参加、そして川の生態系調べや松の植林体験といった地域の特色が見られる活動など、様々な活動が報告されてございます。これからも本事業を継続しまして、子供たちへの環境への意識向上と学校への環境学習の機会の積極的な導入の推進を行っていききたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） ありがとうございます。やはり私の未来は30年生きたいと思っておりますけれども、これは多分無理だと思います。でも、子供たちのため、子供たちはこれから50年、60年、70年とつながるわけです。その子供たちがやはり今課長おっしゃいました対策を意識を持ってやるということが非常に大切なことではないかと思えます。

それで、我々の町のごみの排出は676グラムという数値出てございますが、環境省で出している、人口10万人未満の長野県川上村、これは294.9グラム、人口10万人以上50万人未満の東京都小金井市、これは609.4グラム、我々の遊佐町よりも小金井市のほうはもっと低い数値を出してございます。では、どのような施策というか、行動がこの数値に結びついているのかと。ちょっとインターネット上のホームページを見てみました。そしたら、やはり遊佐町と大きく違っていたのが、小金井市ごみ処理基本計画子ども版というのがございまして、全33ページ、この小金井子ども版で子供に対してやはりCO₂削減のためにはごみ処理が非常に重要なのだということを啓発していた。それがこの数値につながっているのかなと。あとは、我々は燃えるごみは燃えるごみで全部出してしまいますけれども、細分化、先ほども申しました燃やすのではなくて、資源になるものは資源として使うという、リユースというふうになっていますけれども、生ごみを生ごみとしてやるのではなくて、先ほども長井の話しましたけれども、資源、肥料として循環をさせる、こういう取組がやはりこの数値の低いところではやっていると分かりました。それで、当町でも先ほど町の小学校で生ごみ乾燥機にかけているというお話でした。この乾燥機の補助を出していることも知っております。自然発酵式のコンポストの補助も出しているのも知っております。先進地とでも申しましょうか、2年前に、コロナ禍の前に視察に行った高知県のいの町というところ、このいの町では生ごみ処理器無償貸与、つまり生ごみにするやつを無償で一家に2台貸与して、生ごみを肥料化するために貸与しますという施策を講じているということも知りました。ですから、当町でも2分の1、5万円という縛りをもう少し考えてもよろしいかなと思っております。これは私の希望です。私2年前にも同じことを言っています。私は、生ごみはほとんど出してございませぬ。同じことを言わせてもらえば、コンポストを3つ並べて使って、順番順番に資源化して畑にまいてございませぬ。それで、立木、木もありますので、木を切ったやつは昔でいう、アックツ場ではないですけども、堆肥場といいますか、ごみ置場、堆肥化する場所、昔は多分どのご家庭にもあったのではないかという記憶ありますけれども、私は環境的にそういうことができる環境にありますので、それをやっております。環境推進委員のときに、7月に啓発月間で立会いをするわけですけども、やはり何でこれ、もうちょっと工夫したらごみとして出さなくてもいいのではないかなと思えるようなものが多々ございました。やはりそれらも啓発の一端で、先ほど言いましたけれども、子供がおじいちゃん、おばあちゃん、もうちょっとぎゅっと搾って、うちでもそういう環境あるのだからコンポストを使おうとか、お父さん、お母さん、それこそ私の将来のためにもうちょっと頑張るってぎゅっと搾ってちょうだいというようなことがあれば、多分親は子供の言うことを聞いてくれるのではないかなという希望を持っているわけでございます。

それで、生ごみ処理の問題は終わらせてもらって、炭素クレジットという文言ございませぬけれども、これについていかがお考えか。産業課長、よろしいですか。

議長（土門治明君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） お答えさせていただきます。

炭素クレジットについての所見ということではございましたけれども、前提といたしまして町として現在取り組んではいないということをお伝えをさせていただきます。炭素クレジットについての概要をちょっと説明させていただきたいと思っております。

炭素クレジットとは、CO₂等の温室効果ガスの排出について、日常生活や経済活動において削減努力を

行った上で、なおどうしても排出されるものを排出量に見合った削減活動に投資することにより埋め合わせをするカーボンオフセットという国際的な仕組みの中で、市場取引できるよう活動を数値化したものと認識しております。国内では、2013年からJ-クレジット制度といたしまして経済産業省、環境省、農林水産省が対象となる活動を認証しております、民間企業、自治体等の省エネ、低炭素投資等を促進し、クレジットの活用で国内の資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指すこととされておるようでございます。山形県内につきましては、山形県が実施する住宅分野のバイオマス固形燃料による化石燃料代替プロジェクト、こちらのプロジェクトがJ-クレジットの認証を受けているようでございますけれども、現在のところ県内でも認証事例は限定的な状況でありますので、今後、県内各分野の取組動向を注視してまいりたいと思っております。事前に通告いただきましたのが農業分野における炭素クレジットということではございましたけれども、以上のような状況となっております。

以上です。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） ありがとうございます。これは私、NHKのニュースで報道を聞きまして、ちょっと完全に付け焼き刃的な知識で、本当に夢みたいなことを申し上げますけれども、NHKではライ麦を使って地中に二酸化炭素を貯留して、その数値を出してお金にするという、簡単に言えばそういう農業で二酸化炭素を減らしてお金にするというような内容の報道だったのです。当町でなかなか、農業センサーということで畑、昭和30年の畑の利用値と平成27年の畑の利用率、もちろん田んぼもそうでございますが、かなり使われていないという数字が表れております。この使われなくなった畑、田んぼを利用してこういうことできないものなのかなという一つの夢的なものを持っておりました。

農業委員長にお尋ねしますけれども、農地が使われない、使われなくなった、非常に我々素人が簡単に考えるようなものではないのだとは思いますが、農地のその有効活用、これについて何かご所見ございますでしょうか。

議長（土門治明君） 佐藤農業委員会会長。

農業委員会会長（佐藤 充君） 農地の活用ということでありまして、先ほど炭素のことについて課長から説明ありました。その炭素の活用ということは、地球温暖、温室ガス、これでありまして、農地の活用としますと、まだ発表にはなっておりませんが、方法は1つあるのです。データから申しますと、地球上の地球温暖化ガスですか、この温室効果ガスのほうが世界で335億トンが出ております。その中で、中国のほうが28%で大体90億トンで、アメリカのほうでは14%ぐらいで大体50億トン、インドのほうで27億トンで、大体半分がこの3つの国で出ているという。日本のほうは大体5番目で、4.7%ぐらいですか。こういった温室ガスですけれども、それをどうするかというのは日本の中で滋賀県の琵琶湖のほうで何かそういう炭素の取扱いの工場ができていってあるのですけれども、その訳は温室効果ガスのほうを空気から取ったやつを民間が買うことによって、それをどうするかという場合に、そのガスのほうを農地のほうに戻すような活動をしたいということは上がっているのですけれども、そのことによって空気中の二酸化炭素関係を農地のほうに沈めるといって、何か一応は話はあるそうなのです。ただ、そういうのは今国のほうでも脱炭素というのがありますし、今日の山新でもエネオスですか、先ほど光保議員のほうで投資をすと言っていましたけれども、エネオスのほうがそういう環境のほうにも投資する

というのがありました。ですから、そういう温室効果ガスのほうを農地のほうに集めてそれを、場所は農地だというような話はあるそうなのですが、実現化はしていないということでもあります。これから先、農水省のほうもみどりの食料政策が2050年まで30年間ありますけれども、そういう中でも温室効果ガスというのをゼロにしたいという、先ほど町長のほうもカーボンオフという言葉ありましたけれども、それに向かって取り組んでいるというのはありますけれども、まだまだ現実には無理だという。ただ、そういう企業投資のほうを、そういうような投資をしているという機運があるというのは確かでありまして、もう何十年後でありますけれども、多分あればいいなって、そういうことを思っております。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 大変ありがとうございました。夢が現実になることを希望するものであります。通報システムですけれども、ご答弁でワンちゃん、猫ちゃんがいたずらして発送されるくらいということで、この対象者が無事過ごされることを祈りつつ、緊急避難の計画等ございますけれども、まずは65歳以上の、私を含めて健康に暮らせることを希望して私の質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（土門治明君） これにて3番、佐藤俊太郎議員の一般質問を終わります。

10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 今回、一般質問最後になりました。いつもの、前回の議場は窓があって、外の様子を見ながら、今日みたいな日は今頃小学校が、黄色い雨具を着てちょうど帰る様子を見ながら、気をつけて帰れよと言いながら、そして天気がよくなればあした稲刈りできるのではないかなというようなことを思いつつ議会をしていたということでもあります。ただ、この新しい議場、一切そういうことはありません。おかげさまで会議に集中できるという非常にいい環境であります。だからといって前の議場が悪いというわけではございませんが、そういった意味で新たな気持ちで一般質問させていただきます。

それでは、通告に従って質問させていただきます。まずはコロナ問題からであります。いまだに猛威を振るう新型コロナ感染症であります。全国では感染者が昨日時点158万人、死亡者が1万6,409人ということであります。山形県では、今日の山新を見ますと感染者が3,323名、それから死亡者が51名というふうに記載されておりました。我が町を見れば、感染者は6人です。町の迅速な対応と町民の感染防止の意識の高さから、最低限度に抑えられているのかなというふうに思っております。65歳以上のワクチン接種は7月から8月にかけて対象者は2回接種を終了し、現在は64歳以下16歳までのワクチン接種が行われております。今回、12歳から15歳の若年層の接種が意向調査を進めておるとお聞きします。10月からの開始をする予定と伺っておりますが、皆さんもご承知のとおり、年齢が下がるにつれて副反応が強くなる傾向があります。腕が上がらなくなったというのはまだましなほうで、高熱が出て寝込んだとか、よく耳にする話であります。町民のワクチン接種状況は、65歳以上のワクチン接種は、若干数字は変わるかもしれませんが、95.4%であり、64歳以下16歳までが、8月の31日現在であります。79.2%で、見込みとしては87%前後になるのかなというふうに担当者は予測しているようであります。町内のワクチン接種状況は、65歳以上のワクチン接種は95.4%であり、64歳以下16歳までが、町の調べでは12歳から15歳のワクチン接種対象予定者は311人です。令和4年2月28日までの年齢なので、3月生まれの6年生は未接種となります。国の制度であります。仕方がないかもしれませんが、不公平感を感じるころであります。

すが、今後12歳から15歳までのワクチン接種における課題をお聞きします。

次に、我が町が強く推し進めている移住、定住支援事業が昨年度から続くコロナ禍により、人の往来ができない状況にあります。思うような成果が上がらないようであります。町のホームページを見ますと、山形県遊佐町 I J U ターンポータルサイトがあります。そこには、維持に関しての心構えや準備、子育て、住まい、就職など、細かくフォローはしております。しかし、自分の住む場所をホームページだけで選ぶ人はおりません。リモート面接なども行っているようではありますが、やはり現地に来ていただき、自分の目で、肌で感じ、確かめることが今も昔も変わらないのではないかと考えております。コロナ禍以前、過去4年平均は18.5組、44人が毎年移住しております。今年度はいまだに実績がないとお聞きしますが、国もデジタル庁を開設し、リモートによる仕事環境を整えつつある中、都会からの脱出組が増えております。課題を整理し、次につなげるための時間だと思いますが、町の考えを伺います。

次に、先ほどからいろいろ話題になっておりますペイペイ利用還元お買物キャンペーンについて、早期終了における町民への周知は適切であったのかと、そんなことについて伺います。6月定例会で承認された補正でされました支援事業であります。8月、9月の2か月間の実施予定であったのが予想を上回る利用がありまして、8月での早期終了となりました。近隣の市町を参考に予算計上したと思いますが、読みが少し甘かったのかなというふうには私は考えております。参考にしたであろう庄内町は、6月中、実施中の中ですが、6,000万円ほどの補正を組んでいました。この時点で我が町も大幅な予算をオーバーする予想はされておりました。8月実施の当町にすれば、これも大きな参考事例なはずでしたが、事例の予防手当てをしないままに実施したため、早期終了は町民や取扱い業者に多大な迷惑をかけたとは思っております。これを教訓に、事業実施においてはしっかりした準備期間を要して検討していくことが大事ななどというふうには考えております。

町のほうの考えを伺いながら、壇上からの質問といたします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、549回遊佐町9月定例会の最後の質問者であります10番、高橋冠治議員に答弁をさせていただきます。

答弁に入ります前に、コロナウイルス感染症が非常に拡大をして、8月12日に20代女性という形で遊佐町でも発表し、もう13日には対策本部会議、緊急に開いたわけですけれども、このような状態で遊佐町が拡大が防止されていることにつきましては、やっぱり山形県当局はじめ、遊佐町議会、そしていろんな機関の大きなご尽力をいただいているということでもありますので、それらの関係団体に大いなる御礼を申し述べたいと思いますし、そして何回か緊急対策本部開催の後に町民の皆様へお便りをお願いという形で通知をさせていただきました。協力をいただきました町民の皆様にも深い深い感謝を申し述べるものであります。

さて、コロナウイルスワクチンの若年層への接種計画についてであります。優先接種となる65歳以上の高齢者を対象したワクチン接種は、5月から7月にかけて町民体育館、吹浦まちづくりセンターを会場に集団接種を実施いたしました。集団接種、個別接種を合わせると、8月31日現在、1回目のワクチン接種が終わった高齢者の接種率は95.3%、2回目の接種が終わった高齢者の接種率は92.6%となっております。先日、私は交通安全協会の早朝指導にも立ち合わせていただいたことがありますが、いや、持病の

関係でなかなか接種に応じられないのだという方もいらっしゃったと伺いましたので、それぞれの都合でやっぱり接種に、できなかったという方もかなりいらっしゃったのだなという思いで、それらの方については本当に感染しないように祈るばかりでありました。また、16歳以上64歳以下のワクチン接種につきましては、旧え〜こや八福神を会場に8月4日より水曜日から日曜日の週5日間を実施し、9月までに終了予定であります。8月30日現在の接種率は、1回目の接種が終わった方が68.8%、2回目の接種が終わった方は38.1%となっております。64歳以下の接種につきましては、高齢者の方法とは違い、コールセンターとインターネットの予約に変更いたしました。大きな混乱もなく順調に進んでいるとの報告を受けております。

次に、満12歳以上15歳以下の中高生を対象にしたワクチン接種についてであります。基礎疾患を持つ小中学生については、かかりつけ医での個別接種、その他の小中学生については集団接種で対応していく予定であります。集団接種につきましては、教育委員会、遊佐医会と協議し、1回目の接種を10月2日土曜日と3日日曜日、2回目の接種を10月23日土曜日と24日日曜日の日程で進めております。対象となる小中学生の保護者に対し、ワクチン接種希望の有無、個別接種、集団接種の意向調査を実施し、ワクチン接種への理解と同意を得ながら、安心、安全な接種体制の構築に努めていきたいと考えております。心配される小中学生のワクチン接種後の副反応については、データ等情報が少ない中で接種部の疼痛や発熱時の全身反応を認める割合が高齢者よりも高いことが報告されております。そのため、接種前の本人と保護者による十分な説明が重要であると考えていますし、接種後の副反応への対応については、遊佐医会の先生方、そして酒田地区広域行政組合消防本部と連携を図りながら対応していきたいと考えております。そして、ワクチン接種後は、ワクチンを接種しなかった子供たちに対する差別的行為がないような配慮も必要と考えております。

2番目でありました定住支援事業、低調であると申されましたが、本町での移住、定住対策につきましては行政内での各課連携して対策に当たるため、庁内連絡会議、行政と町内関係団体が協力して町全体で総合的に移住、定住施策を進める遊佐町I・J・Uターン促進協議会を設置して体制を整え、遊佐町総合発展計画、遊佐町総合戦略、そして遊佐町定住促進計画に基づいてその時々々の町を取り巻く状況を分析しながら計画的に取り組んでまいりました。その結果、平成28年度から令和元年度まで4年間の空き家バンクや移住相談等のI・J・Uターン促進協議会の相談を通して移住された世帯、人数は、議員ご指摘のとおり、平均18.5組44名となっております。協議会を設置した平成24年度から令和2年度までの移住世帯、移住者数は計116組260名となっており、近年では20世帯40名の移住者を維持してまいりました。しかしながら、コロナ禍での取組となった令和2年度は、11組17名の移住にとどまりました。緊急事態措置、まん延防止等重点措置が取られる中、県境を越えた移動が制限されたため、首都圏等での移住相談会等の開催、移住希望者から来庁していただいて移住体験や直接面談をしての移住相談の実施もかなわないことから、結果として平均を下回る数値となったものと考えております。今年度の協議会を通じた移住者数は、新型コロナ感染拡大の影響は続いており、地域おこし協力隊1名の移住はあったものの、8月末現在、協議会を通じた一般の方の移住はゼロ件となっております。しかし、報道による、特に首都圏では新型コロナの影響から首都圏と比較して感染者が比較的少ない地方への関心が高まっていると言われており、現に協議会の移住相談件数実績を見ますと、コロナ感染拡大前の令和元年度から延べ196件、拡大後の令和2年度では延べ

201件、4月から7月までの件数を比較しても令和元年度では延べ69件、令和3年度では延べ90件と、増加傾向にあります。この状況を踏まえ、まずは遊佐町を知ってもらう、選んでもらうための新型コロナに対応した情報発信、相談体制の充実が必要と考えております。本来であれば直接お会いして、あるいは本町にお越しただいて気候、食事、買物などの生活手段、町民の人柄などを事前に相談、体験して、納得いただける後に移住していただくことが後々のトラブルを避ける意味でも重要ですが、それができないことから、新たな町独自で8月からインターネットを使用した移住オンラインセミナーを行っております。移住者の体験談等を発信しながら、フリートークで移住施策や生活についての情報を発信し、好評を得ております。このほかにも、事前連絡による個別のオンライン移住相談にも取り組んでおります。現在、町では庁内関係課の職員から成るワーキンググループにて、第3次遊佐町定住促進計画の策定作業を進めており、各課にて状況分析と、これまでの施策実績を踏まえた課題抽出と施策内容の検討を行っております。職員には、町民の意見を取り入れ、新型コロナ、アフターコロナを考慮し、従来の施策や手法にとらわれず検討するように指示しているところであります。この計画に基づき、移住希望者のニーズを捉えて状況に対応しながら、今後も多方面での移住、定住促進に取り組んでまいります。

3番目の質問でありました早期終了が町民への周知は適切であったかという質問でありました。このペイペイの質問については、これまでにほぼお三方から質問ありましたので重複するかもしれませんが、ご容赦お願いしたいと思います。遊佐町キャッシュレス決済導入促進支援事業である「お買物は遊佐町で！Pay Payの利用で最大20%戻ってくるキャンペーン」については、8月1日から9月30日までの予定で実施していましたが、当初の予想を上回る利用をいただき、予算額を大きく超える見込みとなったことから、8月31日で早期終了とさせていただきます。ご質問の予算額の根拠についてであります。Pay Pay株式会社のマーケティング分析を基に予想額を設定いたしました。6月の段階では、酒田市と鶴岡市で実績があり、庄内町ではキャンペーン実施中でありました。遊佐町は初めて実施ということで、庄内管内の実施例を参考にしましたが、酒田市と鶴岡市ではペイペイ加盟店舗数と規模が大きく違うことから、庄内町を基準に予算額を算出いたしました。庄内町は、多くの決済利用があるスーパーマーケットとホームセンターが複数あり、全体の加盟店舗数も遊佐町を上回るため、庄内町を基準にすることで予算内での事業実施を目指したところであります。早期終了までの経緯については、8月第1週のキャンペーン還元額の推移を確認したところ、予算を大きく超過することが想定されましたことから、8月10日からPay Pay株式会社と早期終了についての契約協議を開始いたしました。事業者と利用者への影響を考慮し早期の周知を目指しましたが、Pay Pay側との契約の協議、キャンペーン終了の調整があり、8月20日に事業者及び利用者への周知をすることでPay Pay側と合意に至りました。早期の終了の判断は、今までは適切であったと考えております。予定を1か月繰り上げてのキャンペーン終了となり、事業者と利用者の皆様にご迷惑をおかけしたことは申し訳なく思っておりますが、今回のキャンペーンの事業検証をこれからの確に行い、キャッシュレス決済サービスの導入を今後も促進してまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） まずは、6月議会でも、あのときは64歳以下のワクチン接種はどうなのかと、日

曜日もやってもらいたいというような要望をしたところ、医師会等の調整がつき、日曜日も接種にさせていただいたということで、まずは順調に進んでおります。酒田市はまだ50歳代がやっていて、40歳代にはもう少しかかるということで。特に私が感じたのは、ふらっとの従業員で酒田から来ている方もおります。盆のあたりは、もう県外のお客さんと接して、はらはらしながら接待していたのかなというふうには私は思っておりました。まずは遊佐町については順調だと。これから9月議会で、今度はもう一つ下の15歳から12歳ということでお聞きします。先ほど私も言ったとおり、町長も言ったとおり、年齢が低下するとやはり副反応が大きくなるというような現状があります。まずは、これ厚生労働省から出した保護者向けの説明によりますと、接種して数日以内に起こる症状としては、50%以上が注射をした部分の痛み、疲れを感じ、頭痛ということであります。あくまでも予想であります。10%から50%で筋肉痛、寒け、関節痛、発熱というふうにされております。そして、少なくなるのですが、1%から10%が注射した部分が腫れ、赤み、下痢、嘔吐ということで、そういうような症状が出ます。一番重たい症状としては、アナフィラキシーというような重いアレルギー反応があります。これは蕁麻疹や息苦しさなどの症状が出るということで、非常に心配するところでもあります。もう一つは、血管迷走神経反射というように、ワクチンを受けることに対する緊張感や痛みをきっかけに血の気が引いてしまって立ちくらみがしたり、気を失ったりするわけなのですが、休ませておけば回復するというので、それは別にあまり問題はないということではありますが、要はやはり重い副反応があったときの対応です。答弁にはしっかりと、それから広域行政組合との連携をしながらというふうにありましたが、12歳から15歳は医者でいえば小児科に当たるわけです。まずは、できれば小児科がいればいいのですが、なかなかそれも容易でない。でも、まずは町としては酒田市の小児科医のほうには一応打診はしているのかなというふうに思いますが、その辺はどうでしょうか。

議長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 議員おっしゃるとおり、12歳から15歳につきましては小児科のほうで専門ということになります。遊佐町には当然小児科はいらっしゃいませんので、酒田市のほうの小児科医の一応代表という方のほうにお伺いしまして、10月の接種のほうのときに協力を得られないかということでは一応話はしたのですが、やっぱり小児科医のほうも自分たちの診療もありますし、休日診療にも出ているということでありまして、なかなか厳しいかなということ。ただ、まず他の小児科医の皆さんにもメールで流していただいて、今、回答を待っているという状態です。

以上です。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） まずは返答を待っているということではありますが、やはりその辺の関連を連携しながらやっていただきたいというふうに思います。

事例としては、山形市が12歳から15歳今しているのだそうなのですが、やはり数名が病院に搬送されたというような事実もあります。お医者さんサイドからもやはりそういう重症、子供はやはり出るときは副反応多いので、医療関係の立場からしてもやはり重々気をつけながら接種はしていかなければいけないというふうには言っておられましたので、まずはその辺は注意していくしかこれはないので、そして保護者への周知と、それからもし何かあったときに適切な処理をできるような体制を組むと、これしかないわけであ

ります。まずはそのようにしていただきたいというふうに思います。

まず、事例があまりないということではありますが、ここに京都大学の細胞研究所代表の山中伸弥氏の発言があります。まずは臨床試験をやって、12歳から15歳までの2,260名が対象をして、ファイザーのワクチンですが、16歳から25歳までと比べてまず副反応が強いのですが、獲得できるその中和抗体、免疫力は16歳から25歳に比べて1.8倍に増えるのだそうであります。増えるということは、やはりそれだけの副反応が出てきやすいという、このような結果でありましたので、参考にといいふうに思っております。まずは、今保護者への説明やっているとありますが、どのような説明の仕方で今行っているのか伺います。

議 長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 保護者への説明というのは直接的ではなくて、希望の有無を取る段階でワクチン接種についての説明というものも一緒に入れてあげて理解をしていただくという、その上での希望の有無を取っているということでもあります。

なお、アンケートの結果については、6日締切りだったものですから、やっとならと今日の朝まともりまして、中学生については接種希望が93.5%、小学生については75%の保護者の方が希望接種するという回答を得ています。

以上です。

議 長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 中学校かなり高いと。まず、特に3年生は受験を控えておりますので、その辺を含めて高いのかなと。小学校は、まだ6年生なので、その辺は少ないのかなという。ただ、先ほど壇上でも言いましたけれども、これ令和4年度の2月の28日までの誕生日ということでありまして、3月生まれは対象外になってしまうと。これは、では町で何とかできるものなのか。国の制度なのでできないと思いますが、余ったワクチンを打つとか、そんなふうにはならないのか一応お聞きします。

議 長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） これにつきましては、国の通知にもありますように、満12歳以上ということでありまして、このワクチン接種については先ほど議員おっしゃるとおり令和4年の2月28日までというふうに決まっておりますので、それから超えてワクチンを接種するとかといったこと、あるいは3回接種するとかというようなことはまずこちらではできないということです。

以上です。

議 長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） できないということでもあります。仕方ないといえば仕方ないのですが、かわいそうだといえばかわいそうだというふうに思っております。まずはしっかりした対応をしていただいて、安心、安全な接種にしていきたいことを望みます。

それでは、次に移ります。移住、定住です。先ほど町長も答弁の中で、私もコロナ禍において実績が出ないというのは、それは当たり前の話でありまして、これが実績がばんばん上がるというのはなかなか考えにくいことでもあります。なので、今の時期に次への、今も問合せはかなり来ていると、その問合せの人方をいかにコロナ禍が収まった時点で町が受け入れる要素を出していくかというのが今一番の問題なのかなと。だから、今は、充電期間という言い方はおかしいのですが、その対応、問い合わせた人がどういう気

持ちで問合せをしているのかを分析しながら、コロナ禍が収まったときにそれをしっかりつなげていけばいいなというふうに思っております。まず、平成28年は本当に22組で60人も来ております。よく酒田市の皆さんとお話すると、人口の割からいえば遊佐町は本当に移住、定住は進んでいる行政体であります。なので、私は酒田に行って胸を張ってもいいのかなというふうにいつも思っておるところであります。よく酒田市のホームページを見ます、移住の。「a t s a k a t a」とかつてありましたが、ホームページがあまりにもすばらし過ぎて、ホームページを見ただけで行きたくなるような、そんな充実していたホームページでした。遊佐町にもホームページあるのですが、見比べてしまうとやはり、もっといろんな情報、それからやり方があるのかなというふうにまず見えましたので、今の時期にそれらを参考にしてやっていただきたいと。なぜかという、やはり最初の取りつきというのは意外とネット環境で取りつく方が多いわけです、今は。なので、その辺を今の期間で何とかならぬものかというふうに思っておりますが、どのようにお考えか伺います。

議 長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 今議員おっしゃられたように、問合せが来ている分については今現在リモート等での相談しかないわけで、やはりこういったところは実際お会いして、きめ細やかな情報提供とか、細かいニュアンスまで伝わるようなことが本来が一番いいわけですが、今現在はリモートでしか行かないですし、こちらに来ていただくこともできないということで、非常に苦慮しているところです。

次、酒田市のホームページのお話ございましたけれども、やはり今の時代何でもネットで検索して情報を得るところが多くなっておりますので、その最初のきっかけ、出会いというのはおかしいのですけれども、その部分というのは非常に第一印象大きいところがあると思いますので、町の移住のホームページ等についても酒田市、ほかの市町村等のページを参考にしながら、より食いついてもらえるというか、より選んでもらえるようなサイトにしていければいいのかなと、今特にコロナの状況ではそういったことが重要になってくるのかなと思っております。

以上です。

議 長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） このコロナ禍において、移住とか定住が急増しているところがあります。それは、やはり首都圏から近いところです。特に埼玉県の中でも川口市というところが、ちょっとネットで見たのですが、昨年度の予算より、市税ですね、34億円ほど予想より多く税金が入ったというような事例があります。内容というか、どういうことになったのかというと、やはりある程度の高収入の若い世代が定住しているということでもあります。コロナ禍で、そんなに会社に毎日行かなくてもいいと、それでも行くときにはそれなりの近場であると、そしてその場所で生活が完結できると、そういうような場所が非常に選ばれていると。選ぶ人も、違いはあるのですけれども、やはりそういうところもしっかり見ていかなければいけないのかなというふうに思っています。今までは、もう移住している川口辺りからほかの田舎に住みたいという人が出てくるのに、都会からちょうどいいのです、やっぱりあそこが。新宿まで二、三十分で行きますし、いろんな線が入っておりまして、やはりコロナ禍で移住の何か考え方も世代によって大きく変わっているということでもありますので、そのようなことも分析しながらまずは準備をしていただきたいというふうに思っています。まずはお試しの住宅、いろいろ施策をして、遊佐町は意外と、意外というの

は失礼なのですがけれども、一生懸命私は定住施策をやっているのだと思います。そのおかげで人口の割合にしては多く来ると。それから、底辺には生活クラブとの交流とかがありまして、都会と田舎のネットワークづくりが上手なのかなというふうには私は思っております。なので、そういう面からしてもこれからも研究を、研究っておかしいけれども、分析しながら頑張ってもらいたいと思っております。

ちょっと話変わるのですが、地域みらい入学制度があります、遊佐町の。これも移住に関してあるのですが、コロナ禍で、教育課長に伺いますが、今の状況というのがどういうふうな形になっているのかちょっと伺います。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えいたします。

ご質問のいわゆる遊佐高校支援事業に係る県内留学生の募集に関してでございますけれども、当初では今年度は遊佐高校オープンスクールに合わせて、8月1日から3日に県外の中学生を対象に自然体験プログラムを計画しておったところでした。ところが、7月下旬から1都3県が緊急事態宣言地域となって、交流による体験プログラムを予定したものを本当に残念ながら断念したところでありました。この後、見学につきましては個別にて受け入れることと方針転換をしまして、その旨を引き続き当初のプログラムの参加予定者などへ通知を出して、アプローチを続けております。実際の見学の受入れのほうは、10月末までの予定で段取りを組んでおります。どうか一人でも多くという思いの中で、現地を見る機会を持っていただくようコーディネーター、地域おこし協力隊ほか、現役の高校生と連携を取りながら、鋭意個別の相談を受けているところでございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 高校生も一つの移住者でありますので、まずは問合せ、多分コロナ禍でいろんな状況があって、夏休みに計画していたのですが、首都圏の緊急事態宣言等ありまして、それらのものが全て中止になったというのは非常に残念でなりません。しかし、問合せはあるのだと思いますが、11月にたしか面接はするというふうには話がありますので、10月中には遅くともこちらに来てこの環境を見ていただきたいと。私は、遊佐高の屋上から見る鳥海山が遊佐町の中でも一番すばらしい鳥海山だというふうに思っておりますので、その辺もし差し支えなければどのぐらいの問合せがあるか伺います。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えいたします。

今のところ、本人の希望、意欲の高いと思われる生徒は4名ほどおられます。いずれも関東圏からの見学希望でありまして、中には中学2年生のときから遊佐高に関心を寄せており、今から過去問を取り寄せたいなどの声があるようでございます。このほか、先ほども触れておられましたが、数件の問合せはありまして、何とか11月に予定しておる県外留学制度の申込み受付にこぎ着けたいというふうに考えております。

なお、今年度におきましても、地域みらい留学の合同学校説明会はオンライン開催となっておりますけれども、6月から10月上旬までを予定しておりますので、そこに参加をしまして、特に学校別の説明会ではもう最大限魅力を発信していくよう意気込んでおるところでございます。改めて遊佐高校支援事業につ

きましてふるさと納税を財源としながら定住施策に位置づけておまして、各種の支援事業を推し進めているというところがございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） そのような段取りを組んでいるということでもあります。先般の荘内日報にも名古屋市から移住してきた双子の兄弟が載っておりまして、遊佐高の紹介の中で非常にほほ笑ましい感じでは見ておりましたが、まずはその高校生方が将来町に住んでいただけるという希望を持ちながら、しっかりその辺も移住、定住施策の一環としてもやはり考えながらそういう支援をしていただきたい、そんなふうには思っております。

それでは、最後のペイペイについて伺います。昨日からずっとペイペイの話で盛り上がりまして、我々も先ほど1番議員の話でデジタル化をがんがん進めていくというような話でありました。必ずやってくることなので、そのタイミングがいつだったかというと今だったというふうに、そんなふうには後から思うのだと思います。なので、今でしょうという話もあるのですが、それなのでしょうというふうに私は思っております。まずは、私はその2か月という実施期間が1か月で終わったということで、町民の周知、町長は何も問題ないというふうな話をしておりましたが、やはり私が思ったのは、8月20日で1か月で終わりますよと、1か月で終わることが駄目だというわけではなくて、私は適切な判断だと。私はそう思っております。何げなく新聞の広告を見たら、あるスーパーが、21日か20日の広告でしたね、ペイペイ8月、9月実施中というふうに書いておりました。なので、これも間に合わなかったのかなというふうに。やっぱり事前に刷ったものですから仕方ないとしても、見る町民からいけば、えっというふうに思うわけがあります。やはり盛況だったため、8月8日に一時ペイペイ支払いが止まった店舗がありまして、私も確認のために行きましたけれども、入り口に今停止というふうに書いてあるのならいいのですけれども、ぐるっと回って、籠を出して会計するところに書いてありました。やっぱり、えっというふうにいるお客様が言っていました。そういうことも含め、やはり鶴岡、酒田、庄内やって、庄内中の皆さんがもうペイペイの段取りができていますので、いつ使おうかと。ああ、遊佐でやったと、さあ、行こうぜというような、そんな感じでした、やっぱり。我々も若干ほかで使わせていただきましたが。なので、やはりかなりの、初日から利用率がぐんと上がっていました。庄内町を参考にしたという話であります、庄内町だって先ほど言ったように中間のときに6,000万円補正して、現実には5,800万円ぐらいだったという話であります、それが6月中でありますので。こちらは8月。8月なので、まだ1か月ちょっとの期間はあったので、もしやはり財源が容易でないときは、1か月で終わるということを仮定しながらやっぱり動くべきだったのかなというふうに思っております。8月22日のガソリン詰めた人が、今回はあれ買って9月にはタイヤを買うのだというふうに私に言っていました。いやいや、8月で終わるのだって言ったら、ええっというふうな話をしておりました。意外とそういう人が多くて、やはり周知というのは大事なのかなと。町民サービスですよ、これは。周知というのは。町民サービス、周知。町民に迷惑をかけないというのは町民サービスなのです。町長では先ほどやはり迷惑をかけてしまったと言っておりましたので、やはり町民には混乱、それから対象事業者にはそれなりのやはり、前もって仕入れをしなければいけないというようなものもあります。1週間で来るもの、1か月しないと来ないもの、いろいろあるのだと思います。そ

ういうことを含めてやはり早めの告知が必要だったのかなというふうに思っております。その辺はどのよう
に。庄内町を参考にしたという話ですが、その辺を伺います。

議 長（土門治明君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） お答えをいたしたいと思います。

今改めていろいろな混乱とか、そういったものを招いているというご指摘をいただきました。やはり庄
内町を参考にさせていただいて最初の予算を設定させていただいたわけですが、それは当然6月の
庄内町さんの動きもこちらでも把握をしておりました。結構大変なのだなどという思いはそのときにはあつ
たわけですが、その後8月実施に向けての期間は若干あったわけですが、ただよくよく考えてみま
すと当初2か月間ということで設定をさせていただいたわけでありますので、何とかその2か月間は実施
を継続したいという思いで始めさせていただきました。結局始めてみて、ほかの町がそうだからといって
遊佐町にも当てはまるもなかなか言い切れないかなということもありまして、まずはやってみて動きを
見ましよう、それで大体1週目あたりから動きを注視して、これではちょっと予算内で間に合わないな
と、収まらないなということが見えた時点でいろいろ協議をして、早期の終了となってしまったわけでご
ざいます。私も後からいろいろご指摘をいただいて、そういうこともあったのだなどということもあります
けれども、例えば仕入れの件ですとか、チラシの件も後からお話を伺いました。P a y P a y との話の中
でも、やはり事業者さんに一番早く伝えるべきだろうというお話がありましたので、当初できればという
ことでありましたが、こちらでは10日の時点で早期終了を決定させていただいて、P a y P a y さんのほ
うと協議をさせていただいて、一番早く皆さんにお伝えできるとすれば8月16日の広報のお知らせ号にチ
ラシを挟んで回覧とか、そういったことも想定はしたわけなのですけれども、やはり町長答弁の中にもあ
りましたが、P a y P a y 側の稟議とか、そういったものに時間を要しまして、結局20日でないと公表で
きないと、ホームページ上でもたしか20日の3時、時間まで指定をされて、その時点で公表させていただ
いた、一般の皆様には。商店事業者さんには、20日の午前中だったのかな、お昼頃まではがきでお伝えを
したといったようなことがございます。何せ、今は何を言ってもあれなのですが、初めての取組というこ
ともありまして、いろいろ不手際、手落ちはあったかと思っておりますけれども、次回以降またやる際
にはそういったところの反省をきちんと押さえまして取り組みたいと思います。

以上です。

議 長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 今年の6月2日に鶴岡がペイペイをやったときのアンケート調査を出してありま
す。当初、予算が1億5,400万円で、経済効果は7億5,000万円に見ておりまして、結果的には7億5,000万
円が18億2,000万円ほどになって、還元額も1億5,000万円から3億円、ちょうど倍ぐらいになったとい
うような6月2日のアンケート調査が出ています。そして、事業者側、利用者側のアンケートもちゃんと出
ております。そのようなアンケート調査もあるので、その辺を参考にさせていただければなというふうに思
ったところであります。

副町長にお聞きします。副町長、遊佐町総合交流促進施設株式会社代表として、ふらっとあたりでペイ
ペイの利用率、現金とペイペイ、どのぐらいだったかお分かりでしょうか。

議 長（土門治明君） 池田副町長。

副町長（池田与四也君） お答えいたします。

株式会社の利用実績、ふらっとの販売、それから還元状況につきましては……

（何事か声あり）

副町長（池田与四也君） はい。ペイペイ使用での決済額が2,393万円、これ株式会社全体であります。20%還元分が約480万円。町の実績に対しておおよそ十二、三%が当社の利用状況と、実績となっております。その中で一番稼ぎ頭といたしますか、利用実績が上がったのが直売です。野菜、魚。それから、遊楽里、F Fが非常に利用が高かったと。あぼん、大平も健闘したという状況であります。

以上です。

議 長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） セブン銀行のATMをふらっとに設置するという話であります。まだ審査等があつて設置できないというふうな話であります。設置するに当たって、その負担割合とかはお考えだと思います。聞けば町が半額出して促進施設株式会社が半額出すのだという話でありましたが、置くについてはいろんな制約というか、これぐらいは利用してくださいという話もあります。なので、これから設置してどのように利活用していくのか、そして設置したために職員がいろいろ暇なとき利用しなければいけないような、そんな状況になるか、ならないのか。もう30秒ございますので、よろしくをお願いします。

議 長（土門治明君） 池田副町長。

副町長（池田与四也君） お答えいたします。

前回の議会でも説明をさせていただきましたが、当社の経営コンセプトの一つに地域貢献というものがございまして。今後ペイペイのキャッシュレス決済の流れをくんだ形でATMを設置し、地域貢献にさらに尽くし、売上げ向上に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（土門治明君） これにて10番、高橋冠治議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問は全員終了いたしました。

会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議時間を本日の日程が終了するまで延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は本日の日程が終了するまで延長することに決しました。

次に、日程第2から日程第8まで、議第66号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第4号）ほか特別会計等補正予算4件、事件案件2件を一括議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

高橋議会議務局長。

事務局長（高橋善之君） 上記議案を朗読。

議 長（土門治明君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町 長（時田博機君） それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第66号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第4号）。本案につきましては、令和2年度の一般会計決算において、繰越金の額が確定したことから、当初予算編成後の各事業の進捗状況を勘案しながら、当面する事務事業の緊急性や実効性に照らし、優先順位を整理するとともに、新型コロナウイルス関連予算について補正するものであり、歳入歳出予算の総額に7億9,400万円を増額し、歳入歳出予算の総額を100億5,300万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、地方交付税で1億2,909万7,000円、新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金などの国庫支出金で1,952万9,000円、県支出金で922万8,000円、寄附金で2億円、繰越金で3億9,075万3,000円、町債で1億4,930万円、その他の収入で147万5,000円をそれぞれ増額するとともに、繰入金で1億1,336万9,000円を減額し、歳入補正総額で7億9,400万円を増額補正するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務費でふるさと基金費などで3億7,652万1,000円を増額、民生費では社会福祉総務費人件費などで2,100万5,000円を増額、衛生費では新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業などで532万1,000円を増額、農林水産業費では、経営継承・発展支援事業などで2,431万8,000円を増額、商工費では商工振興一般経費などで5,268万9,000円を増額、土木費では除雪経費などで3,830万円を増額、消防費では消防資機材等整備事業で613万6,000円を増額、教育費では、小学校適正整備事業などで891万1,000円を増額、公債費では長期債元金償還金で2億6,000万円を増額、そのほか事業費の精査等により、歳出補正総額で7億9,400万円を増額計上するものであります。

議第67号 令和3年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。本案につきましては、繰入金と総務費の増額によるものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ277万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を14億5,377万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金を277万1,000円増額しております。

一方、歳出につきましては、総務費を277万1,000円増額しております。

議第68号 令和3年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）。本案につきましては、介護給付費及び地域支援事業による国庫支出金、支払基金、一般会計への過年度精算に伴う交付金等の返還及び認知症高齢者見守り事業による需用費が主なものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,960万円を増額し、歳入歳出予算の総額を19億6,000万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、国庫支出金で22万7,000円、前年度繰越金では2,937万3,000円をそれぞれ増額するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、地域支援事業費で22万7,000円、諸支出金で2,937万3,000円をそれぞれ増額するものであります。

議第69号 令和3年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。本案につきましては、繰越金、諸支出金の増額が主なものであり、歳入歳出総額にそれぞれ80万円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億8,690万円とするものであります。

歳入につきましては、繰越金で80万円を増額するものであります。

一方、歳出につきましては、諸支出金で80万円を増額するものであります。

議第70号 令和3年度遊佐町水道事業会計補正予算（第1号）。本案につきましては、令和3年度水道事業会計における第3条に定めた収益的支出について、営業費用の取水配水給水費で660万円を増額し、水

道事業予定額を3億9,384万6,000円とするものであります。

議第74号 令和2年度遊佐町水道事業会計剰余金の処分について。本案につきましては、地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定により、水道事業会計における剰余金の処分を行うため、提案するものであります。

議第77号 遊佐町過疎地域持続的発展計画の策定について。本案につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、遊佐町過疎地域持続的発展計画を策定する必要があるため、提案するものであります。

以上、補正予算案件5件、事件案件2件についてご説明申し上げました。詳細につきましては、所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長（土門治明君） 次に、日程第9、補正予算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

議第66号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第4号）ほか特別会計等補正予算4件については、恒例により小職を除く議員11名による補正予算審査特別委員会を構成し、審査を行うことにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、会議規則第39条の規定に基づき、補正予算審査特別委員会に付託し、審査することに決しました。

お諮りいたします。それでは、補正予算審査特別委員会委員長に総務厚生常任委員会委員長の那須正幸議員、同副委員長に菅原和幸議員を指名いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、補正予算審査特別委員会委員長に那須正幸議員、同副委員長には菅原和幸議員と決しました。

補正予算審査特別委員会が終了するまで本会議を延会いたします。

（午後5時07分）